

(平成23年10月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	319 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	308 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	80 件
国民年金関係	32 件
厚生年金関係	48 件

第1 委員会の結論

申立人の平成 15 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月から同年 7 月まで
私は、厚生年金保険適用事業所を退職後、市出張所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 4 か月と短期間であり、申立人は申立期間後の平成 18 年 9 月及び 20 年 6 月から同年 8 月までの国民年金保険料を現年度納付していることがオンライン記録で確認でき、申立期間を除き保険料を全て納付している。

また、申立人は申立期間直前の平成 15 年 3 月に厚生年金保険適用事業所を退職し、当時居住していた市出張所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったと説明しており、当該市出張所では申立期間当時に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行うことは可能であり、申立人が所持する年金手帳には申立期間前後の国民年金被保険者資格の得喪記録が記載されているほか、オンライン記録では申立人に対して国民年金への加入勧奨手続きが行われた記録が無いなど、厚生年金保険から国民年金への切替手続きは適切に行われたものと考えられる。

さらに、申立人は上記の市出張所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った際、健康保険の任意継続の手続きも行おうとしたところ社会保険事務所(当時)に行くように案内され、社会保険事務所健康保険の任意継続の手続きを行ったと説明しており、申立人が申立期間直前に退職した厚生年金保険適用事業所に関する申立人のオンライン記録から健康保険の任意継続を行ったことが確認できるほか、申立人は申立期間の保険料を納付するために奨学金の返済を遅らせたと具体的に説明しており、申立人が所持する預金通帳には、申立期間直前の平成 14 年 10 月から 15 年 3 月まで奨学金を返済した振替記録があるが、その後の申立期間を含む同年 4 月から同年 9 月まではその振替記録は

無く、奨学金の返済が行われていないことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月

私は、申立期間の国民年金保険料を夫の保険料と一緒に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間前後の期間の保険料を納付しているほか、申立人が自身の保険料と一緒に納付していたと説明している申立人の夫の申立期間の保険料は納付済みと記録されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から48年3月まで
私は、国民年金保険料が未納とならないよう十分気を遣いながら納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和47年11月に払い出され、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であり、申立人は申立期間の保険料を当時居住していた区の出張所か郵便局で納付していたと説明しており、納付したとする金額は申立期間当時の保険料額とおおむね一致し、当該区出張所は申立期間同時に保険料の収納取扱いを行っていたことが確認できる。

また、申立人は実母及び義母に国民年金の加入を勧められ、第二子を出産して一年ほど経過し精神的にもゆとりができたため国民年金に加入したと具体的に説明しており、申立人が所持する国民年金手帳により、申立人が申立期間当初の昭和47年11月16日に国民年金に任意加入していることが確認できるとともに、申立人の第二子は46年*月に出生したことが戸籍の附票で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月から56年11月まで

私は、会社を退職した昭和51年頃に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和56年4月から同年11月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和49年3月及び申立期間中の56年10月に2回払い出されており、1回目の手帳記号番号は49年6月に資格喪失処理されたままとなっていることから、当該手帳記号番号では申立期間の国民年金保険料を納付することはできないものの、56年10月に払い出された2回目の手帳記号番号では、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人が申立期間当時から居住している区は、年度の途中で加入手続をした場合でも、当該年度の4月まで遡って納付書を送付していたと説明していること、申立人は申立期間後の国民年金加入期間の保険料を全て納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和51年8月から56年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の保険料の納付方法に関する記憶が曖昧であること、2回目の手帳記号番号の払出時点では、51年8月から54年6月までの期間の保険料は時効により保険料を納付することができない期間であること、その後の同年7月から56年3月までの期間の保険料については過年度納付が可能であるが、申立人は過年度納付をした記憶は無いと説明していること、申立人には1回目の手帳記号番号払出時に国民年金手帳が交付されたと考えられるが、申立人は現在所持する2回目に払い出された手帳記号番号が記載された手帳以外の年金手帳を受領、所持した記憶は無いと説明しており、当該期間当時に申立人に上記の二つの手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出され

ていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から同年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年 11 月から 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 8 月から 3 年 3 月まで

私は、平成 3 年の春頃に国民年金の加入手続きを行い、同年 8 月までに申立期間を除く元年 5 月から 3 年 8 月までの期間の国民年金保険料を納付し、同年 9 月に共済組合に加入した後、同年 12 月に勤務先の社会保険担当者に依頼して申立期間の保険料を遡って一括納付してもらった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成元年 11 月から 3 年 3 月までの期間については、申立人が勤務先の社会保険担当者に依頼して申立期間の保険料を遡って一括納付してもらったとする同年 12 月時点で、当該期間の保険料は過年度納付することが可能であったこと、申立人は申立期間の保険料の納付を勤務先の社会保険担当者に依頼したのは、業務の性格上、外出をする時は許可を得る必要があったためであると説明しており、当該勤務先の申立人が配属されている部署の担当者も同様の説明をしていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、平成元年 8 月から同年 10 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が主張する上記一括納付時点で当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であったほか、申立人は現在所持する年金手帳のほか、年金手帳を所持した記憶は曖昧であり、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年

11月から3年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から46年3月まで

私は、20歳の頃に自分の国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間中の同年1月頃に払い出されており、当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であったこと、申立人は当該期間の夫婦二人分の保険料を納付書に現金を添えて金融機関で納付したと説明しており、当時居住していた区における保険料の納付方法と一致していること、申立人が保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫は、申立人の手帳記号番号が払い出された45年度の保険料を現年度納付していることが夫の特殊台帳で確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和43年12月から45年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人及びその夫に当時の保険料の納付状況等について文書等により照会を行ったが、回答が得られないことから当時の状況が不明であること、申立人が保険料を納付していたとする夫は、当該期間のうち、43年12月から44年3月までの期間及び同年10月から45年3月までの期間の保険料が未納であること、申立人は当該期間の保険料を納付書で納付したと説明しているが、当時申立人が居住していた区の納付方法は、45年3月以前は印紙検認方式であり、当時の納付方法と相違することなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年

4月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 7 月から 62 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 7 月から 62 年 10 月まで
② 平成 4 年 12 月から 7 年 2 月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職後すぐに区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間当初の昭和 61 年 9 月頃に払い出されており、当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人は当該期間の保険料を納付書で毎月末に納付していたと説明しており、その内容は当該期間当時に申立人が居住していた区における保険料の納付方法及び納付頻度と一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は経済的な事情等により当該期間の保険料を納付していなかった可能性があるとして説明しているほか、平成 7 年 4 月 14 日に当該期間直後の同年 3 月から 8 年 3 月までの期間の申請免除手続きがなされていることがオンライン記録で確認できること、同年 12 月 6 日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、当該作成時点で当該期間の終期の保険料は未納であったと考えられるが、申立人は保険料を遡って納付したとは説明していないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 7 月から 62 年 10 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から50年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続をし、私が母親とは別に居住し、母親に小遣いを渡していた昭和56年7月までの10年間について、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和47年4月から50年3月までの期間については、申立人は申立人の母親から自身の国民年金保険料を56年7月までの10年間納付したと聞いていたと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は47年12月に払い出されており、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人の保険料を納付していたとする母親は当該期間を含め国民年金制度発足時から60歳に到達するまでの自身の保険料を全て納付している。

また、申立人には上記手帳記号番号とは別の手帳記号番号が同市同区で昭和51年1月に申立人の元妻と連番で払い出されており、申立人の手帳記号番号の記録管理が不適切だった状況が認められるほか、申立人及びその元妻の申立期間直後の50年4月から56年6月までの保険料は納付済みであることがオンライン記録及び申立人の母親が保管していた元妻の保険料の領収証書で確認でき、申立人が母親に小遣いを渡さなくなった後の申立人の57年1月から平成10年11月までの期間及び元妻の昭和57年1月から平成3年3月までの期間は申請免除期間であり、母親は申立人及びその元妻の免除申請手続きも行っていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和46年5月から47年3月までの期間については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和47年12月時点では、当該期

間の保険料は過年度納付することが可能であるものの、保険料を納付していたとする母親から保険料の納付状況等を聴取することができないため当時の状況が不明であるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立人の母親と連番で申立期間当初の昭和37年4月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であり、申立期間後の38年4月から39年12月までの保険料は、現年度納付されていることが特殊台帳で確認できるほか、申立人の保険料を納付していたとする母親は申立期間を含め自身の保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年10月までの国民年金保険料は、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年10月まで
私は、平成2年に厚生年金保険適用事業所を退職後に国民年金に加入し、その後は妻が夫婦二人の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は19か月と比較的短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成2年10月頃に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であった。

また、申立期間直前の平成4年1月から同年3月までの保険料は5年6月に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、この納付時点では申立期間の保険料は過年度納付及び現年度納付することが可能であったほか、申立人及びその妻の3年1月から19年3月までの期間の保険料は同年同月に納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年10月までの国民年金保険料は、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年10月まで
私は、夫が平成2年に厚生年金保険適用事業所を退職後に国民年金に加入してからは、私が夫婦二人の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は19か月と比較的短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人は婚姻後の昭和59年10月に国民年金に任意加入しており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であった。

また、申立期間直前の平成4年1月から同年3月までの保険料は5年6月に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、この納付時点では申立期間の保険料は過年度納付及び現年度納付することが可能であったほか、申立人及びその夫の3年1月から19年3月までの期間の保険料は同年同月に納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 17 年 12 月 9 日の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成 17 年 12 月 9 日

A 社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された申立人に係る賞与台帳により、申立人は、平成 17 年 12 月 9 日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明と回答しているが、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 10 月 28 日に申立人の申立期間に係る賞与支払届を提出していることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 265 件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年生金番号	生年月日	住所	標準賞与額
20978	女		昭和22年生		81万 円
20979	男		昭和39年生		133万 円
20980	女		昭和40年生		67万 8,000円
20981	男		昭和44年生		66万 円
20982	男		昭和42年生		74万 3,000円
20983	女		昭和47年生		51万 6,000円
20984	男		昭和46年生		3万 7,000円
20985	男		昭和38年生		115万 円
20986	男		昭和39年生		72万 1,000円
20987	男		昭和47年生		55万 4,000円
20988	男		昭和45年生		70万 円
20989	男		昭和44年生		52万 5,000円
20990	男		昭和37年生		59万 9,000円
20991	男		昭和43年生		62万 3,000円
20992	男		昭和44年生		58万 2,000円
20993	男		昭和38年生		140万 円
20994	男		昭和47年生		59万 7,000円
20995	男		昭和35年生		115万 円
20996	女		昭和26年生		9万 3,000円
20997	男		昭和48年生		46万 3,000円
20998	男		昭和46年生		60万 6,000円
20999	男		昭和47年生		48万 6,000円
21000	男		昭和46年生		61万 1,000円
21001	女		昭和45年生		55万 3,000円
21002	男		昭和47年生		68万 8,000円
21003	男		昭和49年生		3万 3,000円
21004	男		昭和30年生		67万 6,000円
21005	女		昭和46年生		56万 4,000円
21006	男		昭和30年生		52万 9,000円
21007	女		昭和48年生		48万 4,000円
21008	女		昭和49年生		49万 5,000円

事案番号	氏名	基礎年生金番号	生年月日	住所	標準賞与額
21009	女		昭和38年生		79万 8,000円
21010	女		昭和27年生		71万 円
21011	男		昭和47年生		54万 円
21012	女		昭和51年生		51万 6,000円
21013	女		昭和49年生		51万 4,000円
21014	男		昭和41年生		70万 2,000円
21015	男		昭和45年生		56万 2,000円
21016	男		昭和46年生		76万 3,000円
21017	女		昭和25年生		9万 1,000円
21018	女		昭和50年生		56万 3,000円
21019	女		昭和50年生		52万 3,000円
21020	男		昭和48年生		48万 5,000円
21021	男		昭和44年生		68万 7,000円
21022	男		昭和41年生		107万 円
21023	男		昭和39年生		115万 円
21024	男		昭和30年生		90万 8,000円
21025	男		昭和36年生		3万 5,000円
21026	男		昭和38年生		107万 円
21027	女		昭和40年生		44万 6,000円
21028	女		昭和50年生		54万 円
21029	男		昭和28年生		133万 円
21030	男		昭和41年生		45万 9,000円
21031	男		昭和31年生		99万 円
21032	男		昭和23年生		150万 円
21033	男		昭和32年生		109万 円
21034	男		昭和24年生		141万 円
21035	男		昭和26年生		150万 円
21036	男		昭和42年生		70万 5,000円
21037	男		昭和44年生		58万 3,000円
21038	男		昭和42年生		74万 1,000円
21039	男		昭和45年生		42万 円

事案番号	氏名	基礎年生金番号	生年月日	住所	標準賞与額
21040	女		昭和37年生		6万 円
21041	女		昭和48年生		58万 3,000円
21042	男		昭和28年生		115万 円
21043	女		昭和27年生		9万 3,000円
21044	男		昭和43年生		56万 8,000円
21045	男		昭和24年生		4万 9,000円
21046	男		昭和29年生		80万 3,000円
21047	男		昭和26年生		123万 円
21048	男		昭和29年生		92万 8,000円
21049	男		昭和41年生		71万 7,000円
21050	女		昭和39年生		56万 2,000円
21051	男		昭和43年生		72万 7,000円
21052	男		昭和44年生		65万 7,000円
21053	男		昭和51年生		26万 8,000円
21054	男		昭和25年生		91万 円
21055	男		昭和34年生		107万 円
21056	男		昭和23年生		150万 円
21057	男		昭和38年生		107万 円
21058	女		昭和34年生		52万 3,000円
21059	女		昭和38年生		7万 7,000円
21060	男		昭和46年生		65万 3,000円
21061	男		昭和49年生		63万 8,000円
21062	男		昭和22年生		150万 円
21063	男		昭和55年生		35万 6,000円
21064	男		昭和50年生		57万 5,000円
21065	男		昭和26年生		18万 8,000円
21066	男		昭和49年生		53万 8,000円
21067	男		昭和27年生		68万 5,000円
21068	男		昭和27年生		76万 8,000円
21069	男		昭和25年生		84万 8,000円
21070	男		昭和39年生		62万 3,000円

事案番号	氏名	基礎年生金番号	生年月日	住所	標準賞与額
21071	女		昭和25年生		5万 8,000円
21072	男		昭和27年生		77万 6,000円
21073	男		昭和41年生		84万 1,000円
21074	男		昭和32年生		60万 円
21075	女		昭和24年生		16万 7,000円
21076	女		昭和35年生		56万 6,000円
21077	男		昭和23年生		85万 3,000円
21078	男		昭和27年生		82万 6,000円
21079	男		昭和25年生		83万 3,000円
21080	男		昭和48年生		20万 4,000円
21081	女		昭和49年生		48万 1,000円
21082	男		昭和48年生		56万 1,000円
21083	男		昭和50年生		51万 6,000円
21084	女		昭和23年生		6万 2,000円
21085	女		昭和23年生		16万 円
21086	女		昭和32年生		4万 8,000円
21087	男		昭和32年生		91万 円
21088	女		昭和27年生		5万 8,000円
21089	女		昭和49年生		52万 7,000円
21090	男		昭和18年生		12万 4,000円
21091	男		昭和41年生		46万 4,000円
21092	男		昭和25年生		26万 6,000円
21093	女		昭和44年生		18万 7,000円
21094	男		昭和22年生		150万 円
21095	男		昭和25年生		149万 円
21096	男		昭和30年生		115万 円
21097	女		昭和28年生		6万 9,000円
21098	女		昭和43年生		10万 円
21099	女		昭和38年生		6万 円
21100	男		昭和14年生		12万 2,000円
21101	女		昭和16年生		11万 5,000円

事案番号	氏名	基礎年生金番号	生年月日	住所	標準賞与額
21102	女		昭和35年生		6万 円
21103	男		昭和25年生		91万 円
21104	男		昭和22年生		32万 7,000円
21105	女		昭和54年生		22万 円
21106	女		昭和25年生		16万 円
21107	女		昭和49年生		20万 円
21108	女		昭和42年生		18万 円
21109	女		昭和55年生		17万 円
21110	男		昭和22年生		37万 円
21111	女		昭和37年生		10万 円
21112	女		昭和44年生		10万 円
21113	女		昭和41年生		5万 8,000円
21114	男		昭和33年生		18万 円
21115	男		昭和43年生		47万 5,000円
21116	女		昭和55年生		10万 円
21117	男		昭和53年生		19万 円
21118	男		昭和24年生		36万 6,000円
21119	男		昭和23年生		13万 9,000円
21120	女		昭和18年生		5万 1,000円
21121	女		昭和39年生		5万 5,000円
21122	女		昭和59年生		3万 9,000円
21123	男		昭和23年生		7万 6,000円
21124	男		昭和26年生		92万 4,000円
21125	女		昭和25年生		62万 7,000円
21126	男		昭和25年生		91万 円
21127	女		昭和30年生		9万 5,000円
21128	男		昭和39年生		56万 6,000円
21129	女		昭和30年生		7万 4,000円
21130	男		昭和23年生		131万 円
21131	男		昭和23年生		64万 4,000円
21132	女		昭和25年生		7万 円

事案番号	氏名	基礎年生金番号	生年月日	住所	標準賞与額
21133	女		昭和28年生		6万 4,000円
21134	男		昭和47年生		48万 5,000円
21135	女		昭和24年生		9万 6,000円
21136	男		昭和46年生		49万 8,000円
21137	男		昭和37年生		66万 3,000円
21138	女		昭和28年生		10万 4,000円
21139	男		昭和47年生		63万 2,000円
21140	男		昭和42年生		107万 円
21141	男		昭和40年生		15万 円
21142	男		昭和49年生		61万 2,000円
21143	女		昭和29年生		4万 6,000円
21144	男(死亡)		昭和22年生		99万 円
21145	男		昭和21年生		121万 円
21146	男		昭和21年生		91万 円
21147	男		昭和17年生		6万 7,000円
21148	男		昭和17年生		22万 5,000円
21149	男		昭和23年生		17万 2,000円
21150	男		昭和18年生		7万 7,000円
21151	女		昭和29年生		6万 2,000円
21152	男		昭和21年生		87万 8,000円
21153	男		昭和24年生		150万 円
21154	女		昭和31年生		56万 4,000円
21155	女		昭和51年生		10万 2,000円
21156	女		昭和31年生		5万 7,000円
21157	女		昭和22年生		5万 6,000円
21158	女		昭和18年生		4万 5,000円
21159	女		昭和24年生		6万 2,000円
21160	男		昭和35年生		62万 8,000円
21161	男		昭和19年生		13万 9,000円
21162	女		昭和24年生		63万 7,000円
21163	男		昭和22年生		131万 円

事案番号	氏名	基礎年生金番号	生年月日	住所	標準賞与額
21164	女		昭和17年生		4万 4,000円
21165	女		昭和24年生		5万 2,000円
21166	男		昭和15年生		14万 6,000円
21167	女(死亡)		昭和20年生		9万 6,000円
21168	女		昭和23年生		5万 5,000円
21169	女		昭和22年生		18万 6,000円
21170	女		昭和25年生		20万 3,000円
21171	男		昭和27年生		65万 円
21172	女		昭和19年生		4万 4,000円
21173	女		昭和37年生		5万 3,000円
21174	女		昭和20年生		5万 2,000円
21175	女		昭和20年生		5万 6,000円
21176	女		昭和22年生		15万 円
21177	女		昭和21年生		14万 4,000円
21178	女		昭和35年生		16万 2,000円
21179	女		昭和23年生		14万 7,000円
21180	女		昭和31年生		13万 円
21181	女		昭和40年生		6万 2,000円
21182	男		昭和24年生		93万 8,000円
21183	女		昭和24年生		11万 7,000円
21184	女		昭和48年生		41万 6,000円
21185	男		昭和24年生		85万 5,000円
21186	女		昭和47年生		18万 7,000円
21187	女		昭和45年生		6万 円
21188	女		昭和46年生		6万 円
21189	男		昭和33年生		33万 円
21190	男		昭和22年生		131万 円
21191	男		昭和16年生		14万 円
21192	女		昭和25年生		14万 7,000円
21193	女		昭和26年生		6万 円
21194	女		昭和27年生		6万 円

事案番号	氏名	基礎年生金番号	生年月日	住所	標準賞与額
21195	女(死亡)		昭和31年生		6万 円
21196	女		昭和33年生		6万 円
21197	女		昭和37年生		6万 円
21198	女		昭和41年生		6万 円
21199	女		昭和43年生		6万 円
21200	女		昭和44年生		6万 円
21201	女		昭和57年生		6万 円
21202	女		昭和51年生		6万 円
21203	男		昭和21年生		150万 円
21204	女		昭和34年生		6万 円
21205	女		昭和30年生		6万 円
21206	男		昭和16年生		14万 7,000円
21207	女		昭和21年生		5万 2,000円
21208	女		昭和37年生		6万 円
21209	男		昭和22年生		150万 円
21210	男		昭和38年生		23万 5,000円
21211	男		昭和22年生		35万 1,000円
21212	女		昭和50年生		18万 円
21213	女		昭和42年生		18万 円
21214	女		昭和49年生		8万 円
21215	女		昭和46年生		10万 円
21216	男		昭和27年生		36万 円
21217	女		昭和44年生		10万 円
21218	女		昭和48年生		15万 円
21219	女		昭和39年生		8万 円
21220	女		昭和42年生		6万 円
21221	女		昭和45年生		8万 5,000円
21222	男		昭和43年生		10万 円
21223	女		昭和45年生		10万 円
21224	女		昭和41年生		10万 円
21225	女		昭和37年生		10万 円

事案番号	氏名	基礎年生金番号	生年月日	住所	標準賞与額
21226	女		昭和52年生		10万 円
21227	女		昭和38年生		10万 円
21228	男		昭和54年生		10万 円
21229	女		昭和44年生		10万 円
21230	女		昭和42年生		10万 円
21231	女		昭和27年生		10万 円
21232	女		昭和51年生		4万 6,000円
21233	女		昭和26年生		8万 円
21234	女		昭和34年生		4万 円
21235	女		昭和41年生		4万 円
21236	女		昭和45年生		4万 円
21237	女		昭和42年生		4万 円
21238	女		昭和56年生		3万 9,000円
21239	男		昭和55年生		5万 円
21240	女		昭和38年生		2万 3,000円
21241	女		昭和45年生		2万 円
21242	男		昭和23年生		3,000円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 53 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 6 年 2 月 11 日まで

A 社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より大幅に低くなっている。そのため、調査して申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社における申立期間の標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 6 年 2 月 11 日より後の同年 4 月 11 日付けで、遡って 4 年 10 月から 6 年 1 月までは 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A 社に係る商業登記簿謄本では、申立人は取締役であったことが確認できる。しかし、同社の元顧問税理士は、社会保険関係の手続は申立人とは別の経理担当の取締役が行っていた旨供述していることから、申立人は上記標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年10月6日から6年5月9日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年5月9日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月6日から6年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く、また、標準報酬月額は平成5年10月の資格取得時から低くなっている。そのため、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年10月6日から6年5月8日までの期間について、雇用保険の加入記録及び申立人から提出のあった同年4月分のA社に係る給与明細書から、申立人は当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年4月1日より後の同年5月9日付けで、申立人の同社における被保険者資格喪失日は同年3月31日と記録され、また、5年10月から6年2月までの標準報酬月額は、当初、22万円と記録されていたところ、遡って10万4,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本では、上記処理日に同社は法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って申立人のA社における被保険者資格喪失日及び標準報酬月額を訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、

申立人の同社における資格喪失日を上記処理日である平成6年5月9日に訂正し、5年10月から6年4月までの期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円に訂正することが必要である。

次に、申立期間のうち、平成6年5月9日から同年7月1日までの期間について、雇用保険の加入記録及びA社の元代表取締役の供述から、申立人が当該期間のうち一部期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記代表取締役は、当該期間は、A社の業務をB社に委譲していた期間であった旨供述し、申立人は、「残務整理を行っていたと思うが、給与等については不明である。」旨供述している。

また、A社の元経理担当者も平成6年4月以降は経理に関与していないため不明である旨供述している。

さらに、B社の経理担当者は、同社はA社の社員を引き継いだだけで別会社であり、同社に人事記録や給与台帳等の資料は無い旨供述していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成7年1月及び同年2月は34万円、同年3月から8年3月までは36万円、同年4月から同年8月までは38万円、同年9月は41万円、同年10月から9年6月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から9年7月1日まで
ねんきん定期便において給与額（標準報酬月額）が実際の金額より下げられているのではないかと指摘を受け、現存する給与支給明細書と比較した結果、申立期間の標準報酬月額が約11万円から13万円引き下げられている事実が判明した。給与支給明細書等を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成7年1月から同年10月まで、8年1月から同年9月まで及び9年1月から同年6月までの期間の標準報酬月額については、支払明細書及び給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、7年1月及び同年2月は34万円、同年3月から同年10月まで及び8年1月から同年3月までは36万円、同年4月から同年8月までは38万円、同年9月は41万円、9年1月から同年6月までは38万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成7年11月及び同年12月、8年10月から同年12月まで

の期間の標準報酬月額については、申立人は、当該期間に係る給与支給明細書を保有していないものの、当該期間の前後の期間における給与支給明細書から判断すると、同程度の給与の支払を受け、保険料が控除されていたと認められることから、7年11月及び同年12月は36万円、8年10月から同年12月までは38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、支払明細書及び給与支給明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、支払明細書及び給与支給明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月21日から31年12月1日まで
② 昭和31年12月1日から32年5月1日まで

ねんきん特別便が届き、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。しかし、脱退手当金が支給決定されたとする時期は、出産前であり、請求手続や受給をした記憶は無いので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金が支給決定されたとされる昭和32年当時の社会保険事務所（当時）における脱退手当金の支給に係る事務処理においては、脱退手当金の請求書の添付書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示を行い、請求者に返還することとされていたところ、申立人が現在も所持している申立期間に係る厚生年金保険被保険者証であって、申立期間①の前に勤務したA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した際に発行されたものには、「脱」の表示が確認できないことから、申立人の意思に基づいて申立期間に係る脱退手当金が請求されたものとは考えられない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に勤務したA社における被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。そして、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、申立人が申立期間①の前に勤務した同社において厚生年金保険の被保険者となったときに払い出されているものであるが、申立人に対する脱退手当金の支給事務手続を行ったB社会保険事務所（当時）では、当該脱退手当金の支給事務手続において、当該被保険者記号番号から、その払出しを行ったC社会保険事務所（当時）が特定でき、同事務所に照会することにより、同社における被保険者期間が把握でき、当該期間も支給できたはずであるにもか

かわらず、同社における被保険者期間が未支給となっていることから、適正な事務処理が行われていたとは言い難い。

さらに、申立期間の脱退手当金として支給されたとする額は、法定支給額と相違しており、その理由は明らかでない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月25日から32年10月19日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認についてのはがきが届き、申立期間に係る脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。会社を退職するときには何も聞かれず、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給したことも無いので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金については、申立人が申立期間に勤務したA社と申立期間の前に勤務したB社とは名称変更が行われただけの同一事業所であるにもかかわらず、B社の被保険者期間が未請求となっていることから、A社の事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に勤務したB社の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。そして、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、申立人が申立期間より前に勤務した同社において厚生年金保険の被保険者となったときに払い出されているものであるが、申立人に対する脱退手当金の支給事務手続を行ったC社会保険事務所（当時）では、当該脱退手当金の支給事務手続において、当該被保険者記号番号から、その払出しを行ったD社会保険事務所（当時）が特定でき、同事務所に照会することにより、同社における被保険者期間が把握でき、当該期間も支給できたはずであるにもかかわらず、同社における被保険者期間が未支給となっていることから、適正な事務処理が行われていたとは言い難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月 1 日から 43 年 7 月 26 日まで
日本年金機構から「「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、申立期間に係る脱退手当金の支給記録があることを知ったが、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給したことも無いので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 43 年 7 月 26 日の前後の各 5 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす 12 名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録がある者は申立人を含め 2 名と少なく、また、連絡先が把握できた 2 名の者から同社における当時の脱退手当金の取扱状況等について聴取したところ、いずれの者からも事業主による代理請求をうかがうことができないことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて申立期間に係る脱退手当金の代理請求をしたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前の最初に厚生年金保険被保険者となった期間及び次に厚生年金保険被保険者となった期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が、3回の被保険者期間のうち、当該最初の被保険者となった 13 か月及び次に被保険者となった 27 か月の請求を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和51年7月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和51年4月から同年6月までの期間の標準報酬月額については、8万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和51年4月30日から同年7月1日まで
② 昭和52年11月30日から54年1月1日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両社には継続して勤務していたので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及びA社の元従業員の供述により、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和51年4月30日）より後の昭和51年7月13日付けで、申立人を含む54人の資格喪失日が遡って同年4月30日と処理されていることが確認できる。

また、A社及びB社に係る各商業登記簿謄本によると、両社は同一所在地に存在し、A社の解散が昭和59年12月*日、B社の設立が51年6月24日であることが確認できる。

さらに、A社の複数の元従業員は、申立期間①において、業務に変更は無く、継続して同社に勤務し、給与から厚生年金保険料は控除されていたと供述していることから、同社は当該期間に当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められ、社会保険事務所（当時）において、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

加えて、A社の社会保険事務担当の元従業員は、社会保険事務所における申立人を含

む 54 名の被保険者資格喪失届の受付日が昭和 51 年 7 月 13 日であることから、これらの者に係る申立期間①の厚生年金保険料は控除していたと思う旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人が昭和 51 年 4 月 30 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の A 社における被保険者資格の喪失日を、B 社における被保険者資格の取得日である同年 7 月 1 日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 51 年 3 月の社会保険事務所の記録から、8 万円とすることが妥当である。

申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人が昭和 53 年 12 月 25 日まで B 社に勤務していたことが確認できるが、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、52 年 11 月 30 日に被保険者資格を喪失（処理日：同年 12 月 15 日）していることが確認できる。

一方、B 社は、昭和 53 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②のうち、同年 10 月 31 日から 54 年 1 月 1 日までの期間について、同社は適用事業所とはなっていない。

また、B 社の元事業主は死亡しており、申立期間②当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できないところ、同社の元従業員の一人名は、昭和 52 年 12 月頃に同社の社会保険事務担当の責任者から、厚生年金保険料を納付していないことを聞き、その後、厚生年金保険料は控除されなくなり、掛かり付けの医者に健康保険証が使えなくなった件で相談したことを覚えている旨供述している。

さらに、B 社の社会保険事務担当の元従業員は、被保険者資格喪失届の提出以後に申立人を含む従業員から厚生年金保険料は控除していないと思う旨供述している。

加えて、申立人及び複数の元従業員は、給与明細書を保有しておらず、申立期間②の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C部）における資格取得日に係る記録を昭和47年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月1日から48年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された申立期間の給与明細書、A社の元従業員の供述及び同社から提出された申立人の退職・派遣者人事情報照会画面の写しにより、申立人は同社に継続して勤務し（昭和47年12月1日に同社本社から同社B工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された昭和48年1月の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和41年5月20日）及び資格取得日（昭和41年6月21日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月20日から同年6月21日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、途中で退職することなく継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、同社において昭和40年10月6日に厚生年金保険の資格を取得し、41年5月20日に資格を喪失後、同年6月21日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録は確認できない。

しかし、A社の複数の元従業員及び同社の親会社であるB社の元役員の供述から判断すると、申立人は、一般事務員として、A社に申立期間も含め継続して勤務していたことが推認できる。

また、上記被保険者名簿によると、申立期間前後に被保険者資格を取得した190人のうち、申立人と同様、被保険者記録に空白がある者は3人のみであり、当該3人のうち、当委員会の照会に回答した一人は、「自分は、A社でタクシー運転手として勤務し、一度同社を退職した後再就職したことがある。」旨回答している。

さらに、A社の元社会保険担当者は、「昭和41年5月20日付けで申立人を含む6人がC社に異動することになったので、厚生年金保険の被保険者資格の喪失届を作成した。自分も同日付けで別会社に異動することになったが、異動して約一週間後に申立人をA社で見かけたことがある。申立人の人事の経過は分からないが、申立人は実際にはC社

に異動していなかったならば、A社で厚生年金保険料が控除されていたと思う。」旨供述しているところ、A社及びC社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人を除く当該5人の従業員においては、同年5月20日にA社で厚生年金保険の資格を喪失し、同日にC社で資格を再取得していることが確認できる上、A社からC社に異動した従業員の一人は、「他の異動者とC社へ挨拶に行き、その日から勤務したが、申立人はいなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月11日から53年4月26日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額より低い。当時の給料明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和52年11月及び53年1月から同年3月までの期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給料明細書において確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和52年10月及び同年12月の標準報酬月額については、申立人は給料明細書を所持していないが、申立人と同様、営業職であった複数の従業員は、「A社では歩合給は無く、昇給が無い限り毎月一定の給料が支給されていた。また、試用期間があったという記憶は無く、入社から数か月後に昇給することは無かった。」

旨供述しているところ、上記4か月分の給料明細書の内訳は一定であることから判断すると、当該期間においても、給料明細書で確認できる期間と同額の報酬額が支給され、当該報酬額に見合う標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたことが認められることから、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元代表者の所在を特定することができないため、当時の状況について照会することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月1日から20年1月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与支給明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初30万円と記録されていたところ、申立人が同社において被保険者資格を喪失した平成20年1月1日より後の同年4月11日付けで、遡って14万2,000円に減額訂正されたことが確認できる。

また、申立人と同日付けで標準報酬月額を遡って減額訂正された被保険者がほかに34人確認できる。

このことについて、事業主は、「財務全般事項は最高財務責任者に一任していたことから、詳細は分からない。」と回答しているが、A社に係る滞納処分票により、申立期間当時、同社において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる上、事業主、最高財務責任者及び社会保険労務士が、滞納保険料の解消に向け社会保険事務所と対応し、標準報酬月額の減額訂正に係る届出を行ったことをうかがわせる記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成20年4月11日付けで行われた遡及訂正処理は事実には則したものとは考え難く、社会保険事務所において、申立期間に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は20万円、18年6月8日は28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成18年6月8日

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無いことが分かった。平成18年6月分の賞与支給明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年12月及び18年6月に係る賞与一覧表等により、申立人は、15年12月10日に20万円、18年6月8日に28万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記賞与一覧表等において確認できる保険料控除額に見合う賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成5年4月は36万円、同年5月から同年11月までは24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から同年12月1日まで
A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額と相違している。そのため、調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成5年4月は36万円、同年5月から同年11月までは24万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年12月1日より後の6年1月28日付けで、遡って15万円に減額訂正されている上、申立人以外に同社の代表取締役と取締役の二人についても、同様に標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の事業主は、申立期間当時は社会保険料を滞納しており、社会保険事務所の職員から、遡って標準報酬月額を引き下げる手続を提案され、了承した旨回答している。

一方、A社の商業登記簿謄本では、申立人は同社の取締役であったことが確認できるが、同社の事業主は、事業主印は自分が管理しており、申立人が勝手に使用することはできず、厚生年金保険に関する事務の権限は自分にあつたため、申立人は減額訂正に関与していなかった旨供述している上、オンライン記録によると、申立人は同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成5年12月1日に、他社で厚生年金保険被保険者資格を取得しており、減額訂正が行われた6年1月28日にはA社に勤務していなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があつたとは認められな

いことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年4月は36万円、同年5月から同年11月までは24万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 73 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 10 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年夏期賞与支給明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は 73 万 1,000 円、賞与額に見合う標準賞与額は 75 万円であることから、73 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年6月25日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 43 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 19 年夏期賞与支給明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は 43 万 9,000 円、賞与額に見合う標準賞与額は 45 万円であることから、43 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年6月25日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 70 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 10 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年夏期賞与支給明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は 70 万 2,000 円、賞与額に見合う標準賞与額は 72 万円であることから、70 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年6月25日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 27 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 10 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年夏期賞与支給明細及び申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細及び賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は 27 万 3,000 円、賞与額に見合う標準賞与額は 28 万円であることから、27 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年6月25日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 34 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 10 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 19 年夏期賞与支給明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は 34 万 1,000 円、賞与額に見合う標準賞与額は 35 万円であることから、34 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年6月25日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を昭和42年10月21日、資格喪失日を48年8月21日とし、申立期間の標準報酬月額を、42年10月から43年9月までは1万6,000円、同年10月から44年9月までは1万8,000円、同年10月から45年9月までは2万円、同年10月から46年9月までは2万2,000円、同年10月から47年9月までは3万円、同年10月から48年7月までは3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月21日から48年8月21日まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、販売会社であるB社の生産部員として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立人が申立期間においてA社の販売会社であるB社に生産部員として勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によれば、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和51年7月1日であるところ、44年12月に、申立人と同一職種の生産部員として同社に入社したとする同僚は、同年12月1日から51年7月1日までの期間はA社において、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間及びその前後の期間にB社に勤務していたとする上司及び同僚は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前は、A社において、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該上司及び同僚は、申立人は、正社員としてB社に勤務しており、申立期間当時、正社員は、A社において全員厚生年金保険に加入し、保険料を給与から控除されていたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に申立人と同年代であった複数の女性従業員の標準報酬月額の記録から、昭和 42 年 10 月から 43 年 9 月までは 1 万 6,000 円、同年 10 月から 44 年 9 月までは 1 万 8,000 円、同年 10 月から 45 年 9 月までは 2 万円、同年 10 月から 46 年 9 月までは 2 万 2,000 円、同年 10 月から 47 年 9 月までは 3 万円、同年 10 月から 48 年 7 月までは 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成 15 年 7 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡していることから、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が届出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 42 年 10 月から 48 年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和48年2月27日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月31日から48年2月27日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が、申立期間のうち、昭和47年12月31日から48年2月20日までの期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和48年2月27日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており（以下「全喪」という。）、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は、当初、全喪日と同日の同年2月27日とされていたが、後に47年12月31日に訂正されていることが確認できる上、同社において被保険者であった30人について同様の処理がされているが、社会保険事務所（当時）において、当該資格喪失日の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、上記被保険者名簿により住所の判明した同僚及び従業員12人に申立期間当時のA社の経営状態について照会したところ、回答のあった6人全員が、同社は昭和48年2月*に倒産したと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が、申立人について、昭和47年12月31日に資格を喪失した旨の遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該訂正処理前の記録である48年2月27日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る当該訂正処理前の上記被保険者名簿の記録から、9万2,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を1万4,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月1日から26年3月1日まで

A社を船舶所有者とするB船舶に乗務していた申立期間の船員保険の標準報酬月額が、同社が保管する船員保険台帳に記載されている標準報酬月額と異なっている。同台帳を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の孫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する船員保険台帳によれば、申立人に係る標準報酬月額は昭和25年5月1日に第14級（1万4,000円）に変更されていることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額については、昭和26年3月1日付けで1万4,000円と記録されており、申立人の申立期間における標準報酬月額は、1万2,000円となっているが、同社は、標準報酬月額の変更について船員保険台帳に記載されている変更日（昭和25年5月1日）を届け出ており、上記変更日以外の日付を社会保険事務所に届け出た記録は無いとしていることから、申立人の標準報酬月額を26年3月1日付けで1万4,000円とする旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

また、日本年金機構では、事業所が届け出ている標準報酬月額の変更日が船員保険被保険者名簿に記録されていることについて、当時の資料を保管しておらず、その理由は不明であるとしている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の申立期間に係る船員保険の記録管理は十分に行われていなかったものと認められることから、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（1万4,000円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 4 月 30 日は 137 万 7,000 円、16 年 4 月 30 日は 115 万 8,000 円、17 年 4 月 30 日は 54 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 4 月 30 日
② 平成 16 年 4 月 30 日
③ 平成 17 年 4 月 30 日

A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、平成 21 年に、社会保険事務所（当時）に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されない。特別賞与明細書を提出するので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した特別賞与明細書及び B 社が保有する健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届の控えにより、申立人は、申立期間に A 社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記特別賞与明細書において

確認できる賞与額から、申立期間①は137万7,000円、申立期間②は115万8,000円とし、申立期間③に係る標準賞与額については、上記特別賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、54万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りがあったとして訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成11年1月1日から13年2月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年10月1日から平成3年9月1日まで
② 平成6年12月1日から11年1月1日まで
③ 平成11年1月1日から13年2月1日まで

A社に経理担当者として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成13年2月1日）の後の平成13年2月26日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社において、申立人のほか代表取締役及び取締役についても、同日付けで標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人はA社で経理担当者ではあったものの、同社に係る商業登記簿謄本では、取締役等に就任していないことが確認できることから、同社の代表取締役は、倒産関係の処理については自身と弁護士だけで行っていたので、申立人は標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないとしている。

さらに、上記弁護士は、倒産関係の処理については、A社の代表取締役と行っており、申立人は関与していないことから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適

用事業所でなくなった後に、標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 20 万円に訂正することが必要である。

2 申立人は、申立期間①及び②に係る標準報酬月額が報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している旨申し立てしているところ、オンライン記録では、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に不自然な訂正処理が行われた形跡は見当たらない。

また、申立期間①及び②において、申立人のほか、A社の代表取締役及び取締役の標準報酬月額が、申立人と同時期に減額されていることが確認できる。

さらに、A社の代表取締役及び取締役は、申立期間①及び②に係る申立人の標準報酬月額の届出及び給与からの保険料控除は申立人の主張どおりに行っていたとしているものの、当時の届出書類等を保管していないことから、申立期間①及び②において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、上記代表取締役、取締役及び複数の従業員は、申立人はA社で経理担当者として社会保険事務を行っていたとしている。

また、申立人は、A社の代表取締役の妻であり、同社の経理担当者として社会保険事務を行っていた旨供述している。

したがって、仮に、申立人が申立期間①及び②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、申立期間①及び②当時、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定されている「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間①及び②については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA事務所B出張所における厚生年金保険の資格取得日は昭和24年6月1日、資格喪失日は同年11月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和21年7月1日から24年4月1日まで
② 昭和24年5月1日から同年11月1日まで
③ 昭和26年10月20日から26年11月1日まで

昭和21年7月1日にC地区にあったD連隊に翻訳兼通訳として採用され、同連隊のE駐屯地への移動とともにB地区に移り、25年4月1日まで同連隊で勤務した期間のうちの申立期間①及び②並びにF事業所で勤務した期間のうちの申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和24年6月1日から同年11月1日までの期間について、A事務所B出張所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人について、資格取得日は同年6月1日と記載されているが、資格喪失日は記載されていない。

また、上記被保険者名簿は、一部について、資格取得年月日順に記録されておらず、健康保険証の番号は欠落と重複が多数あり、被保険者記録が後から追記整理されたものがあることから、当該期間当時において、社会保険事務所(当時)における年金記録の管理が適切でない状況がうかがえる。

一方、従業員の回答及び申立人の供述から、当該期間において、申立人がA事務所B出張所に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA事務所B出張所における厚生年金保険の資格取得日を昭和24年6月1日、資格喪失日を同年11月1日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和24年6月の上記被保険者名

簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

申立期間①について、申立人は、D連隊において翻訳兼通訳として勤務していたと申し立てている。

しかし、G防衛事務所は、当時の資料が残っていないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等については不明であると回答していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、駐留軍施設に勤務する日本人労働者は、当時、国の雇用者である身分を有していたものの、社会保険制度が適用されたのは昭和24年4月1日からであるところ、A事務所B出張所は、上記被保険者名簿によると、社会保険制度が適用された同年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所となっていないことが確認できる。

申立期間②のうち、昭和24年5月1日から同年6月1日までの期間について、申立人は、D連隊において翻訳兼通訳として勤務していたと申し立てている。

しかし、G防衛事務所は、当時の資料が残っていないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等については不明であると回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は4人の同僚を記憶していたが、いずれの者も死亡したとしている。そこで、上記被保険者名簿により、当該期間に被保険者記録があり、連絡先が判明した従業員11人に照会したところ、回答のあった6人のうち5人が申立人のことを記憶しておらず、一人は申立人を記憶しているものの、勤務期間は不明としていることから、これらの者から申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

申立期間③について、申立人は、F事業所に勤務したと申し立てている。

しかし、G防衛事務所は、当時の資料が残っていないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等については不明であると回答していることから、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人から提出されたH会名簿により、同名簿に記載されている者23人に照会したところ、回答のあった14人のうち10人が申立人を記憶していたが、10人全員が申立人の退職日は分からないと回答している。そこで、F事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間③に被保険者記録があり連絡先が判明した従業員16人に照会したところ、回答のあった9人のうち3人が申立人を記憶していたが、3人全員が申立人の退職日は分からないと回答していることから、これらの者から申立人の申立期間③における勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①、申立期間②のうち、昭和24年5月1日から同年6月1日までの期間及び申立期間③における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和50年7月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月11日から同年11月15日まで
A社からB社に出向した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。両社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社における当時の社会保険担当者及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記複数の同僚が、申立人は、昭和50年7月にA社からB社に異動してきたと供述していることから、同年7月11日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和50年11月のオンライン記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人に係る雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が同日であり、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和50年11月15日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 51 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 26 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間も賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、申立期間において、申立人に賞与を支給したと回答しており、同社の複数の従業員も申立期間の賞与は支給されたと供述している。

また、A社の従業員一人が保管していた家計簿には、申立期間における賞与の支給額、手取り額、厚生年金保険料控除額等が記載されており、申立期間における同社の賞与から厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえる。

これらのことから総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の同僚の申立期間における賞与額が、平成 15 年 7 月 25 日に当該同僚に支給された賞与額と同額であることから、申立人の同年 7 月 25 日に支給された賞与額と同額の 51 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したとしているが、申立期間において申立人と同様にA社から賞与を受けたとする複数の同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務

所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和59年11月は22万円、同年12月は20万円、60年1月から同年7月までは22万円、同年8月は24万円、同年9月は22万円、同年10月は20万円、同年11月は24万円、同年12月から61年2月までは22万円、同年3月から62年9月までは24万円、同年10月から63年8月までは26万円、同年9月から平成2年10月までは30万円、同年11月は41万円、同年12月は38万円、3年1月から同年4月までは44万円、同年5月は41万円、同年6月及び同年7月は38万円、同年8月は41万円、同年9月は38万円、同年10月及び同年11月は41万円、同年12月は36万円、4年1月は41万円、同年2月及び同年3月は44万円、同年4月から同年8月までは41万円、同年9月及び同年10月は38万円、同年11月は41万円、同年12月は38万円、5年1月から同年8月までは41万円、同年9月及び同年10月は47万円、同年11月は44万円、同年12月は41万円、6年1月は47万円、同年2月は44万円、同年3月は41万円、同年4月は38万円、同年5月は41万円、同年6月は44万円、同年7月及び同年8月は47万円、同年9月は41万円、同年10月から7年8月までは36万円、同年9月から8年6月までは47万円、同年7月は44万円、同年8月は47万円、同年9月は50万円、同年10月及び同年11月は44万円、同年12月は41万円、9年1月及び同年2月は44万円、同年3月から同年7月までは50万円、同年8月は47万円、同年9月は50万円、同年10月は53万円、同年11月及び同年12月は44万円、10年1月は47万円、同年2月は53万円、同年3月から同年7月までは47万円、同年8月は50万円、同年9月は41万円、同年10月は38万円、同年11月及び同年12月は41万円、11年1月から同年6月までは47万円、同年7月は44万円、同年8月及び同年9月は47万円、同年10月及び同年11月は50万円、同年12月は44万円、12年1月から同年3月までは50万円、同年4月は44万円、同年5月及び同年6月は50万円、同年7月は47万円、同年8月から同年11月までは50万円、同年12月は44万円、13年1月は47万円、同年2月は44万円、同年3月は47万円、同年4月は44万円、同年5月は50万円、同年6月は47万円、同年7月は44万円、同年8月及び同年9月は50万円、同年10月は47万円、同年11月は41万円、同年12月から15年2月までは38万円、同年3月から同年5月までは41万円、同年6月から19年7月までは38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②から⑥までについて、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当

該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月18日は27万6,000円、同年12月19日は33万1,000円、16年7月16日は27万9,000円、同年12月17日は33万4,000円、17年7月15日は28万2,000円とすることが必要である。

さらに、申立期間⑦から⑪までについて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月16日は33万8,000円、18年7月14日は34万2,000円、同年12月15日は28万5,000円、19年7月13日は34万2,000円、同年12月14日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間②から⑪までについて、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年11月1日から平成19年8月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月16日
⑤ 平成16年12月17日
⑥ 平成17年7月15日
⑦ 平成17年12月16日
⑧ 平成18年7月14日
⑨ 平成18年12月15日
⑩ 平成19年7月13日
⑪ 平成19年12月14日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際の保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。また、申立期間②から⑥までの標準賞与額が実際の保険料控除額に見合う標準賞与額と相違しており、申立期間⑦から⑪までの標準賞与額の記録が無い。各申立期間の給与支給明細書及び賞与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された給与支給明細書により、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録よりも高いことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、昭和59年11月は22万円、同年12月は20万円、60年1月から同年7月までは22万円、同年8月は24万円、同年9月は22万円、同年10月は20万円、同年11月は24万円、同年12月から61年2月までは22万円、同年3月から62年9月までは24万円、同年10月から63年8月までは26万円、同年9月から平成2年10月までは30万円、同年11月は41万円、同年12月は38万円、3年1月から同年4月までは44万円、同年5月は41万円、同年6月及び同年7月は38万円、同年8月は41万円、同年9月は38万円、同年10月及び同年11月は41万円、同年12月は36万円、4年1月は41万円、同年2月及び同年3月は44万円、同年4月から同年8月までは41万円、同年9月及び同年10月は38万円、同年11月は41万円、同年12月は38万円、5年1月から同年8月までは41万円、同年9月及び同年10月は47万円、同年11月は44万円、同年12月は41万円、6年1月は47万円、同年2月は44万円、同年3月は41万円、同年4月は38万円、同年5月は41万円、同年6月は44万円、同年7月及び同年8月は47万円、同年9月は41万円、同年10月から7年8月までは36万円、同年9月から8年6月までは47万円、同年7月は44万円、同年8月は47万円、同年9月は50万円、同年10月及び同年11月は44万円、同年12月は41万円、9年1月及び同年2月は44万円、同年3月から同年7月までは50万円、同年8月は47万円、同年9月は50万円、同年10月は53万円、同年11月及び同年12月は44万円、10年1月は47万円、同年2月は53万円、同年3月から同年7月までは47万円、同年8月は50万円、同年9月は41万円、同年10月は38万円、同年11月及び同年12月は41万円、11年1月から同年6月までは47万円、同年7月は44万円、同年8月及び同年9月は47万円、同年10月及び同年11月は50万円、同年12月は44万円、12年1月から同年3月までは50万円、同年4月は44万円、同年5月及び同年6月は50万円、同年7月は47万円、同年8月から同年11月までは50万円、同年12月は44万円、13年1月は47万円、同年2月は44万円、同年3月は47万円、同年4月は44万円、同年5月は50万円、同年6月は47万円、同年7月は44万円、同年8月及び同年9月は50万円、同年10月は47万円、同年11月は41万円、同年12月から15年2月までは38万円、同年3月から同年5月までは41万円、同年6月から19年7月までは38万円とすることが妥当である。

なお、当該期間について、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の

履行については、事業主から回答は無いが、オンライン記録の標準報酬月額が給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と当該期間の長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑥までについて、申立人から提出された賞与明細書により、申立人の賞与額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、オンライン記録よりも高いことが確認できる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成15年7月18日は27万6,000円、同年12月19日は33万1,000円、16年7月16日は27万9,000円、同年12月17日は33万4,000円、17年7月15日は28万2,000円とすることが妥当である。

- 3 申立期間⑦から⑩までについて、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は当該期間において、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成17年12月16日は33万8,000円、18年7月14日は34万2,000円、同年12月15日は28万5,000円、19年7月13日は34万2,000円、同年12月14日は30万円とすることが妥当である。

- 4 申立期間②から⑩までについて、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和48年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月28日から同年5月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。異動はあったが同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、A社の回答並びに同社から提出された人事記録及び社内報から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和48年5月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和48年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和38年10月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月26日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社が保管する申立人に係る人事記録及び同社からの回答書等から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和38年10月26日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和38年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和58年12月1日から59年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を58年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②のうち、平成3年6月30日から4年7月17日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は同年7月17日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年10月1日から59年2月1日まで
② 平成2年10月1日から4年7月17日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①については厚生年金保険の加入記録が無く、申立期間②については資格喪失日が平成3年6月30日となっているが、同日以降も継続して勤務しており、4年7月17日までは被保険者であった上、標準報酬月額が実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違している。このため、申立期間①及び②を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持するA社が発行した平成10年度の賃金台帳において、雇入年月日欄に昭和57年10月1日と記載があり、裏面には支給額を証明するための代表者印が確認できることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持するA社が発行した昭和 59 年分給与所得の源泉徴収票における「社会保険料等の金額」欄に記載された金額は、オンライン記録における申立人の標準報酬月額（26 万円）から試算した 12 か月分の厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計とほぼ一致することが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和 58 年 12 月 1 日から 59 年 2 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 59 年 2 月の社会保険事務所の記録及び同年分給与所得の源泉徴収票における保険料控除額から、26 万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、雇用保険及び厚生年金保険の資格取得日が昭和 59 年 2 月 1 日と記録されていることから、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難く、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 58 年 12 月及び 59 年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 12 月 1 日までの期間については、上記賃金台帳における雇入年月日欄の記載から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の事業主は、申立人の人事記録、厚生年金保険の加入記録等の資料を保存していないため、申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除状況等について確認することができないと回答している。

また、申立人は当時の資料を所持しておらず、申立人と同日に被保険者資格を取得した同僚二人のうち、回答のあった一人は、当時の資料を所持していない上、自身の入社時の雇用条件についても不明と回答しており、A社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の当該期間について、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 3 年 6 月 30 日）より後の平成 4 年 7 月 17 日付けで、2 年 10 月及び 3 年 10 月の標準報酬月額の定時決定が取り消され、2 年 10 月に遡って、標準報酬月額が 30 万円から 28 万円に減額訂正されており、同社における被保険者資格喪失日につ

いても遡って3年6月30日と記録されていることが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本では、同社は申立期間②も法人事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、平成3年6月30日に資格を喪失した旨の処理及び厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って標準報酬月額の特減訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、当該処理日である4年7月17日に訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②について、事業主は、申立人が主張する昭和48年6月2日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、12万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月1日から同年10月1日まで
② 昭和48年5月4日から同年6月2日まで

A社C支店に勤務していた申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額より低い。申立期間①の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。また、申立期間②の同社における厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間②に支店間の異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当該期間の標準報酬月額は、A社C支店に係る事業所別被保険者名簿では9万2,000円と記録されているところ、B社企業年金基金が管理する申立人に係る厚生年金基金の加入員記録情報によると、10万円と記録されていることが確認できる。

また、B社は、「当時の書類は保存期限経過につき現在残っていないが、当時、届出について複写式の用紙を使用していた。」旨供述しているところ、申立人に係る厚生年金基金の標準報酬月額が社会保険事務所において記録されている標準報酬月額より高いこと及び当該厚生年金基金の国への代行返上の際の状況から判断すると、申立

人に係る当該厚生年金基金の加入員記録について事後の訂正はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、当該期間において、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、B社が提出した社員台帳、同社企業年金基金が管理する申立人に係る厚生年金基金の加入員記録情報及び同僚らの供述から判断すると、申立人はA社C支店に当該期間も継続して勤務していたことが認められる。

また、上記B社企業年金基金が管理する申立人に係る当該厚生年金基金の加入員記録情報によると、申立人のA社C支店における資格喪失日は昭和48年6月2日と記録されている。

さらに、B社は、当該期間に係る届出についても上記と同様に複写式である旨供述していること及び当該厚生年金基金の国への代行返上の際の状況から判断すると、申立人に係る当該厚生年金基金の加入員記録について事後の訂正はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社C支店において、昭和48年6月2日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の昭和48年4月の社会保険事務所の記録及び厚生年金基金の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和49年9月30日から50年1月28日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年1月28日であると認められることから、申立人の当該期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、11万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月28日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年1月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月30日から50年3月1日まで

A社は申立期間中に役員が全員交替し、B社に社名変更したが、その間も継続して勤務し給与の支払も受けていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和49年9月30日から50年1月28日までの期間について、申立人に係る雇用保険の加入記録によると、当該期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和49年12月26日の後の50年1月28日付けで、申立人の同社における資格喪失日を遡って49年9月30日とする資格喪失届が受付されており、申立人を含め84人について同様の処理が行われていることが確認できる。

一方、申立人は、A社に係る商業登記簿謄本により、同社の役員ではないことが確認できる。

また、A社は、同社に係る商業登記簿謄本によると、昭和49年12月23日に社名を変更しているが、当該受付日である50年1月28日においても法人事業所であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人について昭和49年9月30日に資格を喪失する旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失に係る処理は有効なものとは認められないことから、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、上記資格喪失届の受付日である50年1月28日に訂正することが必要と認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年8月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和50年1月28日から同年3月1日までの期間について、B社に係る商業登記簿謄本及びA社の取締役等の供述から判断すると、申立人が勤務していた事業所は、A社から業務を引き継いだB社であったことが推認できる。

また、同僚から提出のあった昭和50年1月及び同年2月の給与支給明細表によると、当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和50年3月の資格取得時の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、B社は、当該期間には、厚生年金保険の適用事業所になっていないものの、5人以上の従業員が当該期間についてもA社から継続して勤務していた旨回答していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による義務の履行については、B社は当該期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和56年3月2日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、15万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月1日から同年9月21日まで
② 昭和55年9月21日から56年3月2日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が低い金額になっているので正しい記録に訂正してほしい。また、A社及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間②も厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、15万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和56年3月1日の後の同年4月2日付けで、資格取得日である55年4月1日に遡って8万円に減額訂正されており、申立人と同様に、56年4月2日付けで、資格取得日に遡って標準報酬月額を減額訂正された者が、申立人のほかに4人いることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本では、申立期間①及び上記訂正処理日において申立人が取締役であったことは確認できない。

さらに、A社の同僚は、「申立人は著作権事務担当だった。」旨回答していることから、当該標準報酬月額の減額訂正処理に申立人が関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の

適用事業所でなくなった後に、申立期間①の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た15万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②について、雇用保険の記録においてB社における資格取得日が申立人と同日の昭和55年9月21日であることが確認できる複数の従業員の回答から判断すると、申立人は、当該期間にA社及びB社の両社に継続して勤務していたことがうかがえる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和56年3月1日の後の同年4月2日の受付で、遡って55年9月21日と記録されていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿において、申立人と同様に昭和56年4月2日の受付で、厚生年金保険被保険者の資格喪失日を、遡って55年9月21日と記録された者が19人確認できるほか、同年4月30日と記録された者が5人、同年5月31日と記録された者が13人、同年7月31日と記録された者が二人、同年10月以降と記録された者が7人確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和56年3月1日及び申立人に係る資格喪失届が受け付けられた同年4月2日において、同社は法人事業所であったことが確認できることから、同日以降も厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたことが認められ、社会保険事務所が当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、昭和55年9月21日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、B社において資格を取得した日である56年3月2日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る当該処理前の記録から、15万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①及び②は 10 万円、申立期間③は 3 万円、申立期間④及び⑤は 10 万円、申立期間⑥は 3 万円、申立期間⑦及び⑧は 10 万円、申立期間⑨は 3 万円、申立期間⑩は 10 万円、申立期間⑪及び⑫は 11 万円、申立期間⑬は 3 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 6 月 30 日
② 平成 16 年 12 月 10 日
③ 平成 17 年 3 月 15 日
④ 平成 17 年 6 月 30 日
⑤ 平成 17 年 12 月 13 日
⑥ 平成 18 年 3 月 15 日
⑦ 平成 18 年 6 月 30 日
⑧ 平成 18 年 12 月 8 日
⑨ 平成 19 年 3 月 15 日
⑩ 平成 19 年 7 月 2 日
⑪ 平成 19 年 12 月 10 日
⑫ 平成 20 年 12 月 10 日
⑬ 平成 21 年 3 月 13 日

A 法人における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無い。同法人は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されない。賞与支払明細書を提出するので、給付されるよう記録を訂正

してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人から提出のあった賞与支払明細書により、申立人は、申立期間に同法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支払明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、申立期間①及び②は10万円、申立期間③は3万円、申立期間④及び⑤は10万円、申立期間⑥は3万円、申立期間⑦及び⑧は10万円、申立期間⑨は3万円、申立期間⑩は10万円、申立期間⑪及び⑫は11万円、申立期間⑬は3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年12月27日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年8月15日であったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年12月27日から20年8月15日まで
昭和19年3月からA社B工場で勤務し、同年12月に同社C工場への転属を指令され、C市にあった同社同工場まで通勤した。20年8月に応召するまで勤務したのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C工場への異動から応召のため入営するまでの間の勤務状況の説明は、具体性があり、申立人が記憶している事業所の所在地及び業務内容等が、従業員の供述及び文献の内容とも符合していることから判断すると、申立人は、申立期間にA社において勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録及び適用事業所検索システムでは、A社C工場は厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できないが、申立人が申し立てた所在地及び業種が一致する「A社C所」の名称に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿が確認できる。また、A社の事業を継承したD社は、「C市にあった工場の正式名称は、A社C所である。」と回答している。これらのことから、申立人が勤務していた事業所はA社C所であると認められる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳及びA社B工場に係る払出簿において、申立人と同様に、昭和19年3月12日に資格を取得し、同年12月25日に「転勤」を理由として資格を喪失している者が3人確認でき、同社C所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿においては、上記3人のうち、二人は同年12月27日に、一人は同年12

月 29 日に、同事業所において資格を取得し、いずれも 20 年 8 月 31 日に資格を喪失していることが確認できる。

加えて、A社C所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿においては、「事業所新規適用年月日」、「厚生年金保険の記号及び番号」及び「健康保険の整理番号」の欠落、並びに「生年月日」の漏れがあり、また、被保険者の資格取得日が前後している等の不自然さが認められる。

このことについて、日本年金機構は、「A社C所を管轄するC社会保険事務所（当時）は、昭和 20 年*月*日の空襲により相当数の記録を焼失していることが確認できることから、当該事業所名簿についても、復元された可能性がある。同社同所の復元名簿の作成時期、方法については資料が保管されていないため確認できない。」と回答している。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らに、これによる不利益を負担させるのは相当でないと考えられる。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が、申立人と同日に転勤した従業員の資格取得日と同日の昭和 19 年 12 月 27 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、部隊に 20 年 8 月 15 日に入営したとする申立人の供述から、同年 8 月 15 日とすることが妥当であると判断する。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における資格喪失時の社会保険事務所の記録から、40 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 28 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 14 日

申立期間の賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、A社に勤務している期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与に係る「部課別給与支給・控除一覧表」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記「部課別給与支給・控除一覧表」において確認できる保険料控除額及び賞与額から、28 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間①における標準賞与額に係る記録を 34 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②における標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果 40 万 1,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 40 万円とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の申立期間②における標準賞与額に係る記録を 40 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 14 日
② 平成 18 年 12 月 15 日

申立期間の賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、A社に勤務している期間のうち、申立期間①に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い上、申立期間②の厚生年金保険の標準賞与額が、賞与額に見合う標準賞与額と相違している。申立期間①及び②について、同社は事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、A社から提出のあった賞与に係る「部課別給与支給・控除一覧表」により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記「部課別給与支給・控除一覧表」において確認できる保険料控除額及び賞与額から、34万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、事後訂正の結果40万1,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の40万円とされているが、上記「部課別給与支給・控除一覧表」により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記「部課別給与支給・控除一覧表」において確認できる保険料控除額及び賞与額から、40万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 34 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 14 日

申立期間の賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、A社に勤務している期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与に係る「部課別給与支給・控除一覧表」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記「部課別給与支給・控除一覧表」において確認できる保険料控除額及び賞与額から、34 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間①における標準賞与額に係る記録を 31 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②における標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果 24 万 5,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 24 万円とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の申立期間②における標準賞与額に係る記録を 24 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 14 日
② 平成 18 年 12 月 15 日

申立期間の賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、A社に勤務している期間のうち、申立期間①に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い上、申立期間②の厚生年金保険の標準賞与額が、賞与額に見合う標準賞与額と相違している。申立期間①及び②について、同社は事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、A社から提出のあった賞与に係る「部課別給与支給・控除一覧表」により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記「部課別給与支給・控除一覧表」において確認できる保険料控除額及び賞与額から、31万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、事後訂正の結果24万5,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の24万円とされているが、上記「部課別給与支給・控除一覧表」により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記「部課別給与支給・控除一覧表」において確認できる保険料控除額及び賞与額から、24万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間①における標準賞与額に係る記録を 34 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②における標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果 24 万 5,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 24 万円とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の申立期間②における標準賞与額に係る記録を 24 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 14 日
② 平成 18 年 12 月 15 日

申立期間の賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、A社に勤務している期間のうち、申立期間①に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い上、申立期間②の厚生年金保険の標準賞与額が、賞与額に見合う標準賞与額と相違している。申立期間①及び②について、同社は事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、A社から提出のあった賞与に係る「部課別給与支給・控除一覧表」により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記「部課別給与支給・控除一覧表」において確認できる保険料控除額及び賞与額から、34万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、事後訂正の結果24万5,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の24万円とされているが、上記「部課別給与支給・控除一覧表」により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記「部課別給与支給・控除一覧表」において確認できる保険料控除額及び賞与額から、24万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間①における標準賞与額に係る記録を31万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②における標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果36万7,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の36万円とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の申立期間②における標準賞与額に係る記録を36万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月14日
② 平成18年12月15日

申立期間の賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、A社に勤務している期間のうち、申立期間①に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い上、申立期間②の厚生年金保険の標準賞与額が、賞与額に見合う標準賞与額と相違している。申立期間①及び②について、同社は事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、A社から提出のあった賞与に係る「部課別給与支給・控除一覧表」により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記「部課別給与支給・控除一覧表」において確認できる保険料控除額及び賞与額から、31万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、事後訂正の結果36万7,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の36万円とされているが、上記「部課別給与支給・控除一覧表」により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記「部課別給与支給・控除一覧表」において確認できる保険料控除額及び賞与額から、36万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 3 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 14 日

申立期間の賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、A社に勤務している期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与に係る「部課別給与支給・控除一覧表」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記「部課別給与支給・控除一覧表」において確認できる保険料控除額及び賞与額から、3 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年3月1日から37年4月1日まで
② 昭和39年8月1日から41年11月1日まで

65歳の頃、社会保険事務所(当時)で年金の裁定請求をした際、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。申立期間②に勤務したA社(現在は、B社)を退職した後、脱退手当金を請求した記憶も、受け取った記憶も無いので、受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和41年11月1日の前後各10年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす二人について、脱退手当金の支給状況を調査したところ、申立人以外には支給記録が無いことから、事業主が申立人の委任を受けて脱退手当金の代理請求をしたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間①と②の間にある2社に係る厚生年金保険被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が請求したとすれば、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている2社に係る被保険者期間と申立期間である2社に係る被保険者期間の厚生年金保険被保険者記号番号は同一記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年12月から51年3月まで
私は、20歳になってすぐに国民年金の加入手続きを行い、加入後は夫と私の夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、婚姻直後の20歳到達時に国民年金の加入手続きを行い、現在所持する年金手帳を受け取ったと説明しているが、当該手帳に記載されている国民年金手帳の記号番号は20歳到達時から2年以上経過した昭和52年3月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、この払出時点では、申立期間のうち、49年12月の保険料は時効により納付することはできず、申立期間の大部分となる50年1月から52年3月までの期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は申立期間の保険料を遡って納付した記憶は曖昧である。

また、申立人が国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする申立人の夫は、婚姻直後の昭和49年7月に手帳記号番号が払い出され、この払出時点で現年度保険料として納付することが可能な期間の保険料は納付されているものの、過年度保険料となる47年4月から49年3月までの期間の保険料は未納となっていること、申立人は現在所持する年金手帳のほかにも別の手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 11 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月から 59 年 3 月まで
私の母は、私が 20 歳の時に国民年金の加入手続を行い、結婚するまでの期間の国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であり、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 61 年 4 月頃に払い出されており、この加入手続時期の 61 年 4 月 23 日に付加年金の申出を行ったことが申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録で確認でき、同年 4 月分から付加保険料を含め保険料を納付し、当該加入手続時期に過年度納付することが可能であった申立期間直後の 59 年 4 月分まで遡って保険料を納付しているが、上記払出時点では申立期間の大半となる 57 年 11 月から 58 年 12 月までの期間の保険料は持効により納付することができない期間である。

さらに、申立人は上記手帳記号番号が記載された年金手帳 1 冊のみを所持し、ほかにも手帳を所持していたことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月までの期間、56 年 4 月、同年 5 月、60 年 2 月及び 63 年 8 月から平成 6 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 56 年 4 月及び同年 5 月
③ 昭和 60 年 2 月
④ 昭和 63 年 8 月から平成 6 年 3 月まで

私の父は、私が昭和 54 年 7 月に厚生年金保険適用事業所を退職した後に国民年金の加入手続を行ってくれた。加入後は私が国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①については、申立人は、当該期間の保険料を毎月納付していたが保険料額は憶えていないと説明しており、当該期間当時の保険料の納付頻度に関する記憶も曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間後の昭和 55 年 6 月に払い出されており、この払出時点では当該期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は当該期間の保険料を遡って納付したとは説明していないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②、③及び④については、平成 6 年 9 月 7 日に申立期間②当初の昭和 56 年 4 月 1 日の国民年金被保険者資格喪失日は同年 6 月 1 日へと記録が訂正され、また、申立期間③当初の 60 年 2 月 17 日の被保険者資格取得、60 年 3 月 1 日の同資格喪失及び申立期間④当初の 63 年 8 月 1 日の同資格取得の記録はいずれも上記記録訂正日と同日に追加されていることがオンライン記録で確認でき、これらの期間は当該記録整備前までは国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間であったこと、当該記録整備時点ではこれらの期間のうち 63 年 8 月から 4 年 7 月までの期

間の保険料は時効により納付することはできない期間であること、その後の4年8月から6年3月までの期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は保険料を遡って納付したとは説明していないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで
私の父は、私の国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和37年8月に、申立人と同じく父親が加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の妻、3人の弟及び義妹の5人と連番で払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人及び上記5人は、当該払出時点で現年度保険料として納付することが可能な37年4月からの保険料を納付していることが確認できるものの、いずれも過年度保険料となる申立期間の保険料は未納となっているなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 12 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月から 60 年 3 月まで
私は、20 歳になった時に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、20 歳になった時に国民年金の加入手続きを行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 62 年 6 月から同年 7 月頃までに払い出されており、この払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、年金手帳の被保険者資格取得日が昭和 56 年*月*日と記載されていることをもって、同日に国民年金に加入し、保険料を納付したはずであると説明しているが、当該事項は国民年金の被保険者資格を取得した日であり、実際に国民年金の加入手続き及び保険料を納付した時点を示すものではない。

さらに、申立人は、平成 20 年 5 月 1 日に再交付された上記手帳記号番号が記載された年金手帳を 1 冊所持し、当該手帳のほかにオレンジ色の手帳を 1 冊所持していたと説明しており、上記手帳記号番号払出後の昭和 62 年 11 月 14 日に作成された年度別納付状況リストには上記手帳記号番号が記載されていることが確認できることから、上記オレンジ色の手帳には上記手帳記号番号が記載されていたものと推察でき、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 12278 (事案 9931 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 9 月から 50 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月から 50 年 12 月まで

私は、会社を退職した昭和 48 年 10 月頃、区役所で国民年金に加入し、郵送で送られてきた納付書により区役所で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。今回、加入手続後、カーキ色の国民年金手帳が送られてきたことを明確に思い出したので、再度申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、会社を退職した旨を申し出て国民年金に加入したと説明するが、申立人の所持する年金手帳には 20 歳到達日の資格取得年月日のみが記載されており、会社退職に係る資格取得年月日の記載は無く、また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 51 年 9 月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間のうち 48 年 9 月から 49 年 6 月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は保険料を遡って納付した記憶が無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないほか、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 2 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、加入手続後にカーキ色の国民年金手帳が送られてきたことを新たに思い出したと説明しているが、2つの手帳記号番号が重複して払い出された場合、それぞれの手帳記号番号で保険料の納付書が発行されると考えられるところ、申立人は、保険料の納付書が重複して送付された記憶は無いと説明しており、口頭意見陳述におけ

る申立人の説明からも手帳記号番号が重複して払い出されていた事情をうかがうことはできず、当委員会において、昭和47年11月から51年8月までの期間について、申立人の居住する区を管轄する年金事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿の目視確認を行ったが、申立人の氏名は記載されておらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から47年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年8月から47年10月まで
私の母は、私が20歳になった頃、区役所で私の国民年金の加入手続を行い、私か母が、私が結婚するまで国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする母親は、加入手続の時期に関する記憶が曖昧であり、申立人及びその母親は、保険料の納付場所、納付頻度、印紙検認方式による納付方法、納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和52年4月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年1月から53年12月まで
私の夫は、結婚した昭和56年4月に区役所で私の国民年金の加入手続をしてくれ、その際20歳まで遡って国民年金保険料を納付できると聞き、後日送付された納付書により約8年分の保険料を遡って納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和56年4月頃に払い出されており、申立人は、当該払出時点で過年度納付することが可能であった54年1月分まで遡って保険料を納付していることがオンライン記録で確認できるが、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、上記手帳記号番号が記載されている年金手帳以外に年金手帳を所持した記憶は無いと説明していることから、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から同年12月まで

私の母は、私が20歳の頃、私の国民年金の加入手続きを行い、口座振替で国民年金保険料を納付してくれていた。私は、平成12年4月に就職したが、就職先が厚生年金保険未適用事業所であったため、国民年金の加入を継続し、母がそのまま口座振替で保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料を口座振替で納付していたと説明しているが、申立人は、申立期間始期の平成12年4月に実家が所在する町（現在は、市）から転出していることが戸籍の附票で確認でき、申立期間当時、口座振替の対象となる現年度保険料は市区町村ごとに収納していたことから、当該転出により保険料の口座振替が停止されたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間終期の平成12年12月13日に保険料の口座振替の依頼をしていることが国民年金収納金預金口座振替（自動払込）新規依頼書で確認でき、当該時点まで申立期間の保険料は口座振替の対象外であったと考えられる。

さらに、申立人の母親は、申立期間の保険料を納付書で納付した記憶は無く、申立期間当時申立人から保険料の納付について相談を受けた憶えもないと説明しているなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から51年9月まで

私は、昭和48年10月頃に厚生年金保険未適用事業所に就職したため、区出張所で国民年金の加入手続を行い、1か月分又は2か月分の国民年金保険料を遡って納付し、その後は会社が給与から保険料を控除し保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は遡って保険料を納付した後は当時勤務していた会社が給与から保険料を控除し保険料を納付していたと説明しているが、当該会社の事務担当者から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和54年4月頃に払い出されており、申立期間に係る国民年金被保険者資格取得及び同喪失記録が平成7年9月5日に記録追加されたことにより申立期間は未加入期間から被保険者期間に整備されていることがオンライン記録で確認でき、申立期間は申立期間当時には未加入期間であったため、制度上、保険料を納付することができない期間であったほか、当該記録追加時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月

私は、昭和 58 年 9 月に会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を未納の無いように納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 59 年 2 月頃に払い出されており、申立人の所持する年金手帳には初めて被保険者となった日が 58 年 11 月 1 日と記載され、オンライン記録では平成 9 年 4 月 10 日に国民年金被保険者資格取得日が昭和 58 年 11 月 1 日から同年 10 月 1 日に記録訂正されたことにより申立期間は未加入期間から被保険者期間になっていることが確認でき、申立期間は申立期間当時は国民年金の未加入期間であったため、制度上、保険料を納付することができない期間であったほか、当該記録訂正時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、母は、私が平成4年4月に厚生年金保険適用事業所に就職するまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする父親は加入手続の時期に関する記憶が曖昧であり、申立人の保険料の納付を行ったとする母親は保険料の納付時期、納付期間及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成3年11月頃に払い出されており、申立人が所持する年金手帳には申立期間当初の2年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失し、申立期間直後の3年4月1日に同資格を取得したことが記載されており、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

私は、昭和42年1月に国民年金に任意加入してから61年4月に第3号被保険者となるまで国民年金保険料を納付し続けた。任意加入をやめる理由はなく、資格喪失手続を行った記憶も無い。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録欄には申立期間当初の昭和59年4月18日に国民年金被保険者資格を喪失した旨が記載され、申立人が居住する区の印が押されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、当該区が作成した国民年金索引票には上記被保険者資格の喪失に係る処理が昭和59年度中に行われている旨の記載があることから、申立期間のうち少なくとも60年度の保険料の納付書は作成されていなかったと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から 62 年 9 月まで
私の母は、私が 20 歳になった時に国民年金の加入手続を行い、私が平成 2 年に就職するまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする母親は、申立期間の保険料の納付額及び納付頻度に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成元年 11 月頃に払い出されており、この払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は厚生年金保険の記号番号及び上記手帳記号番号が記載された年金手帳を 1 冊所持しているが、申立人及びその母親は当該年金手帳以外に年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から同年 10 月までの期間及び 61 年 4 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 8 月から同年 10 月まで
② 昭和 61 年 4 月から同年 7 月まで

私は、昭和 61 年 7 月に区役所で国民年金の加入手続を行い、60 年 8 月以降の国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、現在所持する年金手帳を区役所に持参し、国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたと説明しているが、当該手帳には国民年金手帳の記号番号は記載されておらず、申立期間は国民年金の未加入期間であることがオンライン記録で確認できることから、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は当該加入手続時に年金手帳を受領した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から9年7月までの期間及び9年9月から10年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月から9年7月まで
② 平成9年9月から10年4月まで

私は、平成7年に実家に戻った際に国民年金に加入し、2年分の国民年金保険料を遡って納付した。その後は事業の関係で集金に来ていた金融機関の担当者に定期的に保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入後に定期的に納付していたとする保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の基礎年金番号は平成9年9月に付番されており、当該付番前に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録は無く、申立人は7年当時に2年分の保険料を遡って納付し、その後は遡って納付していないと説明しているが、申立期間②直後の10年5月から12年3月までの期間の保険料は12年6月に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、この納付時点では申立期間はいずれも時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 58 年 12 月まで

私は、昭和 59 年 1 月頃に国民年金の加入手続を行い、25 年間の年金受給資格期間を満たすため 2 年間遡って国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は遡って一括で納付したとする保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は昭和 59 年 1 月頃に夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を 2 年間遡って納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の 61 年 2 月 6 日に夫婦連番で払い出されており、この払出時点で過年度納付することが可能な申立期間直後の 59 年 1 月から 2 年間の保険料が遡って納付されていることがオンライン記録で推認できる一方、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することはできない期間であるほか、申立人は現在所持している年金手帳以外に別の手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月

私は、平成6年7月に厚生年金保険適用事業所を辞めてすぐに国民年金の加入手続を行った。その後の国民年金保険料は未納のないよう納付し続けていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料額及び納付場所に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成8年9月頃に払い出されており、この払出時点で過年度納付することが可能な申立期間直後の6年8月から8年3月までの保険料は8年9月及び同年10月に過年度納付されていることがオンライン記録で確認できる一方、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は平成6年7月に厚生年金保険適用事業所を辞めてすぐに国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人が所持する年金手帳の住所欄には申立期間後の7年3月に転居した居住地のみが記載され、元年4月に転居した際の居住地は記載されていないほか、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から54年3月まで
私は、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付時期、納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和54年6月頃に払い出されており、この払出時期は第3回特例納付の実施期間内であることから申立期間のうち48年1月から52年3月までの保険料は特例納付することが可能であり、52年4月から54年3月までの保険料は過年度納付することが可能であったが、申立人は特例納付及び過年度納付を行った記憶が無いと説明しているほか、申立人は現在所持している年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から50年10月まで
私は、昭和42年8月に、友人に誘われて一緒に国民年金に加入し、付加保険料を含む国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付方法、納付金額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は昭和42年8月に友人と一緒に国民年金の加入手続を行い、付加保険料を含む保険料を納付してきたと説明しており、当該友人の国民年金手帳の記号番号は同年8月に払い出されていることが確認できるが、申立人の手帳記号番号は申立期間直後の50年11月頃に任意加入したことにより払い出されていること、申立期間当初は付加保険料制度が無かったこと、申立期間は上記の任意加入前の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立期間の保険料を納付していたことを示す又はうかがわせる新たな資料の提出や具体的な説明は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から61年3月までの期間及び61年5月から63年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から 61 年 3 月まで
② 昭和 61 年 5 月から 63 年 6 月まで

私は、昭和 53 年 12 月に厚生年金保険適用事業所を退職した後、すぐに市役所で国民年金の加入手続を行い、申請免除期間を除き国民年金保険料を郵便局又は金融機関から毎月納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料を郵便局等で毎月納付していたと説明しているが、申立人が昭和54年4月から59年4月まで居住していた区では、当該期間当時の保険料の収納単位は3か月であり、また、61年1月から居住していた市の当時の申立人の国民年金被保険者名簿には「昭和61年9月申出自主納付」との記載があることから、申立人に対しては同年8月までは集金人が保険徴収を行っていたと考えられるが、申立人は集金人による保険料納付の記憶が無いなど、申立期間当時の保険料の納付頻度や保険料額などの納付状況に関する記憶は曖昧である。

さらに、申立人の夫の国民年金手帳の記号番号は昭和60年2月に払い出され、申立人と同様61年4月分の保険料を納付後の申立期間②の保険料は未納であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から49年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から49年11月まで
私の父は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成2年5月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は昭和49年12月に厚生年金保険に加入した際に発行された年金手帳1冊を所持しているが、父親から年金手帳を受け取った記憶が無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から63年9月まで

私は、昭和52年12月に厚生年金保険適用事業所を退職した時に、国民年金の加入手続を行い、60歳到達後も継続して63年9月まで付加保険料を含む国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で、付加保険料を含む保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、60歳になった後に国民年金の任意加入手続をした記憶が無いと説明しているほか、申立期間の保険料の納付方法及び保険料額の記憶も曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和52年12月に払い出されており、申立人が現在所持する年金手帳にも、被保険者となった日は「52年12月8日」と記載されているが、申立人は、当該手帳に申立期間に係る被保険者資格の取得を示す記載は無いと説明していること、申立人は、当該手帳以外に別の手帳を受領、所持していた記憶は無いと説明しているなど、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、申立人は60歳到達後も継続して63年9月まで付加保険料を含む保険料を納付していたと説明しているが、61年4月までは国民年金の60歳以後の任意加入制度は導入されておらず、申立期間は未加入期間のため、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から 63 年 3 月まで

私は、平成 2 年 6 月に婚姻届を区役所の窓口へ提出した際に、職員から未納の国民年金保険料があると言われたので、未納の保険料を全て納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人はまとめて納付したとする申立期間の保険料の納付額等に関する記憶は曖昧である。

また、申立人は平成 2 年 6 月に婚姻届を区役所の窓口へ提出した際に、未納となっている保険料を納付するように言われ、申立期間の保険料を納付したと説明しているが、当該時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人の国民年金手帳の記号番号は同年 4 月に払い出されており、当該払出時点でも申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができないこと、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から8年3月まで
私は、国民年金の加入手続後、国民年金保険料を納付していなかった時期があったが、後から保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当時居住していた市役所へ10回程度は出向き申立期間の保険料を遡って納付したと説明しているが、具体的に納付したことを記憶している平成5年頃については、3年10月から4年3月までの保険料が5年11月に納付されていることがオンライン記録で確認できるものの、それ以外の納付時期及び納付した際に窓口で2か月分の保険料は時効により納付できないと説明されたとする時期に関する記憶が曖昧であるほか、1回の納付額は5万円から10万円くらいと説明しており、納付額及び納付期間に関する記憶も定かでない。

また、申立人が共済組合加入後の平成8年6月に過年度納付書が作成されており、この作成時点では少なくとも申立期間の一部は国民年金の未納期間と記録されていたことがオンライン記録で確認できるほか、申立人は当該納付書作成当時に保険料を納付したことはないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年12月までの期間及び39年10月から43年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年12月まで
② 昭和39年10月から43年8月まで

私は、具体的にはいつどのように国民年金保険料を納付していたかは忘れたが、納付すべき期間の保険料は納付していたと思う。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の所持する国民年金手帳の資格欄には、申立期間①及び②は強制加入被保険者期間と記載されており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年12月頃は第1回特例納付実施期間であり申立期間の保険料を納付することは可能であったものの、申立人は遡って保険料を納付したかを含め、保険料の納付方法、納付場所及び納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間当時に居住していた区における保険料の納付方法である国民年金手帳の印紙検認方式により保険料を納付した記憶及び昭和46年12月に発行された国民年金手帳より前に別の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から61年3月まで

私は、国民年金保険料を市役所や金融機関の窓口で納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付額に関する記憶が曖昧であるほか、申立期間は、申立人の夫が厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより、国民年金の強制加入期間から任意加入適用期間に変更された期間であるが、申立人は申立期間当時に国民年金の任意加入手続をした記憶が定かでない。

また、申立人が所持する年金手帳では、国民年金の被保険者資格が申立期間当初の昭和60年7月1日に喪失、61年4月1日に取得されていることが確認でき、申立期間は国民年金に未加入であり保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成元年 2 月までの期間及び平成元年 5 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月から平成元年 2 月まで
② 平成元年 5 月から同年 10 月まで

私は大学を卒業してしばらくたった後に、国民年金の加入手続を市役所で行い、国民年金保険料を遡って納付した。その後の保険料も自身で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料を遡って納付したとする時期及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成 4 年 3 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、現在所持している年金手帳以外に年金手帳を所持していた記憶が無いと説明しており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月及び同年 2 月

私の国民年金保険料は、昭和 43 年 2 月頃に当時住み込みで勤務していた事業所の事業主が区の集金人を通じて納付してくれた。事業主に立て替えてもらった保険料額には 50 円の端数があったことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務先の事業主が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間当時保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする事業主から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の保険料額には 50 円の端数があったことを憶えており、保険料を納付したとする事業主から領収証書を渡されたと説明しているが、申立期間当時の保険料月額が 200 円で、申立期間の 2 か月分の保険料額は 400 円であること、申立期間当時に申立人が居住していた区における現年度保険料の納付方法は印紙検認方式であり、過年度保険料を除き領収証書は交付されない。

さらに、申立人は、申立期間当時に国民年金の加入手続を行った記憶及び国民年金手帳の交付を受けた記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の勤務先の事業主が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月から同年 9 月まで
私の母は、私が会社を退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続きをしてくれ、国民年金保険料を 2 年遡って納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の切替手続き及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の切替手続き及び保険料の納付をしたとする母親は、切替手続きの時期及び保険料の納付時期に関する記憶は曖昧である。

また、平成 10 年 4 月 1 日を事象発生日とされる未加入期間国年適用勧奨の対象者一覧が 12 年 9 月 21 日に作成されていることがオンライン記録で確認でき、当該一覧作成時点では、10 年 4 月の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行っていなかったと考えられること、12 年 11 月 6 日に過年度納付書が作成されていること、及び申立期間直後の保険料が同年同月 29 日に納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から62年3月までの期間及び平成6年4月から7年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年5月から62年3月まで
② 平成6年4月から7年2月まで

私の母は、私が最初に勤めた厚生年金保険適用事業所を退職した昭和58年5月頃、市役所で私の国民年金の加入手続を行った。以後、共済組合又は厚生年金保険から国民年金への切替手続も母が行い、申立期間①の国民年金保険料は父の分と一緒に郵便局か金融機関で、申立期間②の保険料は郵便局で納付してくれていた。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続、再加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続、再加入手続及び保険料の納付を行ったとする母親から当時の状況等を聴取することができないため当時の状況が不明である。

また、申立期間①については、申立人は、母親が昭和58年5月頃に、申立人の国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間後の平成元年4月頃に払い出されており、この払出時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であるほか、当該期間直後の昭和62年4月からの保険料が平成元年6月1日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、厚生年金保険と国民年金の記号番号が記載された年金手帳を1冊所持しており、母親から別の年金手帳を渡された^{おぼ}憶えはなく、市外に転居したこと

はないと説明おり、申立人に対し申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、申立期間に②については、上記年金手帳に当該期間に係る被保険者資格取得を示す記載は無く、国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から45年3月まで
私の母は、私が20歳になった時に国民年金の加入手続をし、私が3年制の短大を卒業する昭和45年3月までの国民年金保険料を納付しておくと言っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和51年5月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は申立期間当時、母親から年金手帳を見せてもらったことはないと説明しており、申立期間同時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月から 21 年 8 月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、内勤事務員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた知人の紹介により同社に事務員として勤務していたと申し立てしているところ、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、知人の氏名が確認できることから、勤務期間は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人の知人は既に死亡しており、A社も解散している上、同社の清算人は、従業員の在職記録及び賃金台帳等は保管されていないと回答していることから、申立人の雇用形態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立期間にA社に勤務していた従業員 22 名に照会を行ったが、回答のあった 8名からは申立人に関する情報を得ることはできない。

さらに、申立人が記憶している同僚について、上記被保険者名簿及びオンライン記録から氏名を確認することができず、照会することができない。

なお、申立人は申立期間のうち、昭和 20 年 12 月 21 日から 21 年 1 月 16 日までの期間、他社において厚生年金保険の加入記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、A社において申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年11月5日から37年9月13日まで
日本年金機構から「「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が有ることを知った。
しかし、退職時にはA社から脱退手当金の説明は無かった上、自分で脱退手当金の請求手続をして受給したのであれば、記憶しているはずであるが、脱退手当金の請求手続をしていないし、受給した記憶も無いので、その支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後の各5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年9月13日の前後の各2年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する17名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む10名に支給記録が確認でき、10名共に資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、その支給記録がある者のうち同一日に支給決定されている者が2組4名いることなどを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求をしていたと考えられ、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求をした可能性が高い。

また、上記A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、当該脱退手当金については、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和37年11月2日に支給決定されているなど、その支給に係る事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかにも受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月14日から32年2月12日まで
年金の記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金を受給していないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年2月12日の前後の各3年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する21名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、16名に支給記録が確認でき、そのうち15名については厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月以内に支給決定がなされている上、そのうちの連絡の取れた受給者3名は、「会社が脱退手当金の請求手続きしてくれた。」と供述していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求が行われており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付記録欄には、申立期間に係る脱退手当金の支給記録が記載されている上、当該脱退手当金については、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和32年3月24日に支給決定されているなど、その支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかには受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月 1 日から平成 2 年 1 月 18 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 59 年 5 月 1 日に入社し、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元従業員の供述により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社から提出された申立人に係る従業員台帳の入社年月日欄に「平成 2 年 1 月 18 日」と記載され、また、「S59. 5. 1」と附記されていることが確認できる。

このことについて、A社の事業主は、上記従業員台帳以外に当時の書類を保管しておらず、当時の社会保険事務を知る者もないが、昭和 59 年 5 月 1 日からの申立期間は非正社員としての雇用であって、正社員としての雇用は平成 2 年 1 月 18 日からであり、正社員となる前の申立期間においては、申立人は厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていないと思うと回答している。

また、申立期間当時にA社の社会保険事務を担当していた社会保険労務士事務所から提出された同社の被保険者台帳によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、オンライン記録と一致していることが確認できるほか、当該社会保険労務士は、申立期間において申立人は厚生年金保険の被保険者とならない働き方であったと思われると供述している。

さらに、申立人は、給与明細書を保有しておらず、申立期間の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月 1 日から 40 年 4 月まで
A 法人（適用事業所名は、B 法人）（以下「B 法人」という。）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に看護師として勤務したため、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間当時、B 法人に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、現在の A 法人（適用事業所名は同左）は、当時の資料が無く、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答しており、当時の社会保険事務担当者は既に死亡していることから、申立期間の厚生年金保険料の控除について確認ができない。

また、申立人は、B 法人において外科の看護師として勤務していたと供述しているが、同病院の申立期間当時の外科医長及び元従業員 15 人に照会したところ、回答のあった外科医長を含む 7 人全員が申立人を記憶していない。

さらに、A 法人の元従業員の一人は、昭和 39 年頃から 40 年頃に看護師として勤務したとしているが、B 法人及び A 法人に係る事業所別被保険者名簿によると、B 法人における厚生年金保険の加入記録は無く、A 法人が厚生年金保険の適用事業所となった 40 年 7 月 1 日に同法人において被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、上記被保険者名簿において、申立人が記憶している同僚二人の B 法人における厚生年金保険の加入記録は確認できないことから、申立期間において、同病院では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から42年9月1日まで
A社(現在は、B社)C支店に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与の額より低くなっている。給与明細書等は所持していないが、病気等で長期間休んだ記憶も無いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和41年10月の定時決定において、申立人の標準報酬月額は4万8,000円から3万6,000円に4等級減額改定されているが、同社同支店の申立人の同僚を含む相当数の従業員においても、同年10月の定時決定で標準報酬月額が減額改定されており、申立人と同様、4等級減額改定されている者も複数確認できる。

また、A社の本店及び複数の支店においても、昭和41年10月の定時決定で、相当数の従業員の標準報酬月額が減額改定されていることが、それぞれの店舗に係る事業所別被保険者名簿等で確認できる。

さらに、A社は昭和42年4月1日に厚生年金基金に加入しているが、企業年金連合会から提出された申立人に係る加入員記録によると、申立人の同年4月1日の資格取得時に係る標準給与額は、同社C支店に係る事業所別被保険者名簿で確認できる申立人の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

加えて、申立期間当時、A社C支店で社会保険事務を担当していたとする元従業員は、「当時、給与や社会保険料の計算、また、社会保険関係の届出書の作成は本社で行っていた。昭和41年10月の定時決定でかなりの従業員の標準報酬月額が減額改定された理由は分からないが、申立期間の社会保険料が、減額改定前の保険料で控除されていたとは考えにくい。」旨供述している。

なお、B社は当時の賃金台帳を保管しておらず、申立期間当時の厚生年金保険の取扱

いについて確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月から 59 年 9 月頃まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに元代表者及び複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間の一部を含む昭和 54 年 9 月 20 日から 55 年 9 月 20 日までの期間については、A社で勤務していたことは確認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 55 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人の勤務が確認できる期間においては、同社は適用事業所としての記録は無い。

また、上記元代表者は、「当時の資料は残されていないので詳細は確認できないが、A社が厚生年金保険の適用事業所になる前から厚生年金保険料を控除することは無かった。」旨供述し、申立人を知る申立人と同職種の複数の従業員も、「同社が厚生年金保険の適用事業所になる前から保険料を控除されることは無かったと思う。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月1日から46年1月16日まで
私は、年金記録の照会で脱退手当金を受給していることを初めて知った。
しかし、私は脱退手当金を受給した覚えが無いので、厚生年金保険被保険者期間として回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務した事業所に係る事業所別被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後計11ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和46年1月16日の前後3年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす18人の支給状況を調査したところ、10人について支給記録が確認でき、このうち申立人を含む8人が資格喪失日から5か月以内に支給決定がなされていることが確認できる。

また、当該支給決定の記録が有る者のうちの一人は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、上記被保険者名簿における申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から2か月後の昭和46年3月16日に支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほか申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 8 月 5 日から 35 年 9 月 1 日まで
② 昭和 35 年 11 月 21 日から 39 年 7 月 1 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかしながら、脱退手当金を受給した記憶は無いので、その支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務した事業所に係る事業所別被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 7 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす 20 人の支給状況を調査したところ、10 人について支給記録が確認でき、このうち申立人を含む 9 人が資格喪失日から 5 か月以内に支給決定がなされていることが確認できる。

また、当時人事総務部に所属していた従業員は、結婚退職をする従業員に対して、脱退手当金のことを説明して事業所が請求手続を行ってくれた旨供述していることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、上記被保険者名簿における申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 39 年 9 月 9 日に支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという主張のほかにも申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年11月1日から35年1月21日まで
② 昭和35年3月9日から36年4月1日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、その支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②の厚生年金保険被保険者記号番号は、当該期間に係る事業所を退職した約3か月後の昭和37年7月2日に申立期間①の記号番号に重複整理の手続がとられたことが同事業所に係る事業所別被保険者名簿に記録されており、申立期間に係る脱退手当金が同年8月8日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて当該重複整理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間②に係る事業所の事業所別被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は、当時、病気で入院中のため外出できる状態ではなく、脱退手当金を受け取ることはできなかつた旨主張しているところ、当時の脱退手当金の支払は、当地払い又は隔地払いによることとなっており、当地払いの場合、脱退手当金の裁定庁にて本人が直接現金を受給するものであるが、その受給については、本人が委任した者による代理受領も可能であった上、隔地払いの場合、銀行又は郵便局で受領するものであるが、支給決定日は小切手振出日であり、振り出された小切手は1年間有効であることなどから、支給決定日が入院中であつたとする申立人の主張をもって脱退手当金の受給ができなかつたとは言えず、このほかにも脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年6月1日から32年3月30日まで
② 昭和34年3月21日から37年3月21日まで
③ 昭和37年4月2日から41年6月1日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、共済組合の加入期間については一時金として精算したが、厚生年金保険の被保険者期間については脱退手当金の請求手続をした記憶は無いし、受け取った記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③に係る事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定を行った社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立期間③の後に勤務した事業所の共済組合加入期間については、申立人の供述どおり、退職一時金として全額決定されていることが確認できるが、当時においては既に通算年金制度が創設されており、厚生年金保険と共済組合の期間が通算されることから、申立人が厚生年金保険の脱退手当金を受給していることに不自然さは無い。

さらに、脱退手当金の支給対象となった過去3回の厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間②に係る事業所は、脱退手当金支給に係る最終事業所とは社会保険事務所の管轄及び厚生年金保険被保険者記号番号が異なっており、オンライン化以前の紙台帳における記録管理当時の事務処理を踏まえると、申立人が申立期間①、②及び③に係る脱退手当金について請求を行ったものとするのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほか申立期間に

係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 12 月 16 日から 10 年 9 月 15 日まで
A 社及び B 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。一部の給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された平成 7 年 10 月から同年 12 月まで及び 8 年 11 月の給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張するとおり、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致あるいは低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立人は、申立期間の大部分の給与明細書を所持しておらず、当時の従業員は申立人を記憶していないことから、申立人の主張を裏付ける報酬月額及び控除額は確認できない。

さらに、A 社の事業主から供述は得られず、また、B 社の事業主は平成 21 年*月に死亡しており、両社は同年 12 月に株主総会の決議により解散していることから、申立人の主張を確認することができない。

また、A 社が加入していた健康保険組合における申立人の平成 5 年 12 月から 7 年 6

月までの標準報酬月額は、オンライン記録と同一であることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 21267 (事案 15812 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月1日から41年8月1日まで
A社(現在は、B社)C支店に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が引き下げられている旨申し立てたが、記録を訂正できないと通知を受けた。そのため、今回新たに昭和44年7月15日付け「新人事制度の実施について」を提出するので、再度調査して申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、A社C支店における厚生年金保険の標準報酬月額が、昭和40年7月の同社同支店への異動に伴う資格取得時の決定において5万6,000円に引き下げられており、保険料の控除額を証明する給与明細書等はないものの、本俸は常時アップし、諸手当、残業代等も上がっていたので標準報酬月額が減るのはいずれと申し立てた。

この申立てについて、B社は、「給与明細書、賃金台帳等は法定保存期間が過ぎたので処分したが、昭和40年7月1日の資格取得時の標準報酬月額の記録と申立ての標準報酬月額とは、1等級の差であり、諸手当の要因から変動する可能性が充分ある。」と回答し、また、申立人は給与明細書等を保有しておらず、申立人の主張する報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について確認することができないこと等から、既に当委員会の決定に基づき平成23年3月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、昭和44年7月15日付け「新人事制度の実施について」を提出し、「再度調査して申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。」と主張している。

しかしながら、B社は、昭和44年7月15日付け「新人事制度の実施について」に記載されている新人事制度実施前の職務手当等の金額は、申立人がA社C支店において、

昭和 40 年 7 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を再取得した時点の申立人に係る職務手当等の金額とは異なるとしていることから、当該資料からは申立人の主張を確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月から32年1月5日まで

A社で勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和30年夏頃、同社工場で作業中に右腕にけがをし、労災として治療を受けた。申立期間も勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、昭和30年夏頃に発生したと供述しているA社の工場における事故については、同社を管轄する労働基準監督署が当時の事故の記録は保管していないと供述していることから、その発生日月を確認することはできないものの、申立期間に同社で勤務していた従業員の供述から、期間は明確に特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、厚生年金保険手帳番号払出簿、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳における申立人の同社における資格取得日は、いずれも、昭和32年1月5日と記録され、オンライン記録と一致している。

また、A社の申立期間当時の事業主に照会したが、申立人の氏名は記憶しておらず、当時の人事資料等も保管していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除については不明であると回答している。

さらに、申立期間当時、A社で厚生年金保険手帳を担当していた3人の従業員は、死亡又は連絡先不明のため、照会することができない。

加えて、申立期間当時、A社で勤務していた複数の従業員の回答から、同社は、入社から一定期間経過後に、厚生年金保険に加入する手続を行っていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 9 月 21 日まで
② 昭和 49 年 5 月 1 日から 52 年 9 月 28 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額より低い記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が報酬月額と相違している旨申し立てている。

しかしながら、A社は、昭和 52 年 9 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主 3 人のうち、死亡した一人を除く二人に、申立人の申立期間に係る保険料控除額について照会したところ、一人は記録が残っておらず不明であるとし、他の一人からは回答が得られないことから、申立人の申立期間に係る保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備な点は認められず、遡って標準報酬月額が訂正されている等の不自然な処理も見当たらない。

さらに、上記被保険者名簿により、申立期間①について、申立人と同日の昭和 47 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した 7 人の資格取得時の標準報酬月額を調査したところ、7 人全員が申立人と同額（5 万 6,000 円）となっていることが確認でき、申立期間②について、申立人が被保険者資格を再取得した 49 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得した 5 人の標準報酬月額を調査したところ、5 人全員が申立人と同額（6 万円）であることが確認できる。

加えて、申立期間同時にA社で社会保険事務を担当していたとする従業員は、厚生年金保険料については、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に基づく保険料額を控除していたと供述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 21284 (事案 14428 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③から⑤までについて、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月から 44 年 4 月まで
② 昭和 44 年 4 月から 45 年 4 月まで
③ 昭和 63 年 10 月 17 日から平成 4 年 4 月 16 日まで
④ 平成 4 年 4 月 16 日から 7 年 4 月 30 日まで
⑤ 平成 8 年 1 月 25 日から 9 年 11 月 21 日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い旨、また、C社に勤務した申立期間③、D社に勤務した申立期間④及びE社に勤務した申立期間⑤の標準報酬月額が報酬月額と相違する旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から保険料控除が確認できないなどの理由により、記録を訂正することはできないと通知を受けた。

しかし、申立期間①及び②については、勤務していたことは確かであり、判断に納得できないため、新たな資料や情報は無いが、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間③から⑤までについては、判断に納得できず、申立期間④については新たに賃金明細書を提出するので標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) A社は申立期間①は適用事業所となっていないこと、ii) 同社は当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないこと、iii) 同社の経理係の同僚は、同社は昭和 46 年 6 月より厚生年金保険に加入したとしていることから、また、申立期間②に係る申立て

については、i) B社の元事業主は当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないこと、ii) 申立人が記憶していた4人の同僚は申立人のことを記憶していたものの、厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることができないこと、iii) 上記同僚のうちの経理を担当していたことがある一人は、当時はすぐに辞めてしまう従業員が大勢いたので、勤務状況をみてから社会保険に加入させていたと思うとしていること、iv) 申立人の知人は、申立人が同社に勤務していたことを記憶しているが、勤務形態はアルバイトだったと思うとしていること、v) 上記の同僚のほか同社に係る事業所別被保険者名簿により住所が判明した従業員二人に照会したところ、二人とも申立人を知らないとしていることから、厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることができないこと、vi) 上記被保険者名簿において、40年5月1日から申立期間②を含む45年6月1日までの健康保険証の整理番号に欠番は無いことから、さらに、申立期間③に係る申立てについては、i) C社が保管する63年から平成4年までの分の給与所得の源泉徴収票によると、同源泉徴収票に記載された各年の社会保険料等の金額はオンライン記録の標準報酬月額から算出した各年の社会保険料控除額とほぼ一致していること、ii) 申立人が保管する平成3年分及び4年分の所得税の確定申告書に記載された各年の社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から算出した各年の社会保険料控除額とほぼ一致していることから、加えて、申立期間④に係る申立てについては、i) 申立期間④のうち、4年4月16日から5年12月31日までについては、申立人が保管する4年から7年までの分の所得税の確定申告書に記載された各年の社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から算出した各年の社会保険料控除額とほぼ一致していること、ii) 申立期間④のうち、6年1月1日から7年4月30日までについては、D社が保管する6年及び7年の給与台帳に記載された厚生年金保険料控除額とオンライン記録の標準報酬月額から算出した保険料控除額は一致していることから、また、申立期間⑤に係る申立てについては、i) E社が保管する健康保険組合の被保険者台帳によると、申立人の標準報酬等級は、取得時が18等級、8年10月は24等級、9年10月は22等級と記録されており、当該等級はオンライン記録の標準報酬月額と一致していること、ii) 申立人が保管する8年分及び9年分の所得税の確定申告書に記載された各年の社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から算出した各年の社会保険料控除額とほぼ一致していることから、申立期間①から⑤までについて、既に当委員会の決定に基づき平成23年2月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、申立期間①、②、③及び⑤については、新たな資料等を提出しておらず、申立期間①及び②については、厚生年金保険の被保険者であるので訂正してほしいと、申立期間③及び⑤については、標準報酬月額を訂正してほしいと主張するのみである。

また、申立期間④については、新たに賃金明細書(平成5年1月分)を提出している。

しかし、上記賃金明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から算出される標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

これらの事情及び新たに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、申立人が、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、また、申立期間③から⑤までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 平成 12 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち申立期間①、C社に勤務した期間のうち申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両社には各申立期間に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社は、「申立期間当時の資料が無いため、申立人のA社の在籍期間や保険料の控除について確認できない。」と回答しているため、同社から申立人の当該期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、A社の同僚及び他の従業員への照会について同意しないため、これらの者から、申立人の申立期間①における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人のA社における雇用保険の離職日は、平成 11 年 3 月 31 日と記録されており、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と符合していることが確認できる。

加えて、A社が加入していたD保険健康保険組合は、申立人の申立期間①に係る被保険者資格喪失日について、平成 11 年 4 月 1 日と回答している。

2 申立期間②について、C社は、「申立人の退職日は平成 12 年 9 月 30 日である。当該期間の保険料は控除していない。」と回答している上、同社から提出された、申立人が記載した社会保険喪失申請書には、申立人の同社における退職日は、平成 12 年 9 月 30 日と記載されていることが確認できる。

また、申立人のC社における雇用保険の離職日は、平成 12 年 9 月 30 日と記録されており、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と符合していることが確認できる。

さらに、E年金連合会の中脱記録照会（回答）により、申立人のB社厚生年金基金の資格喪失日は、平成12年10月1日と記録されていることが確認できる。

加えて、B社健康保険組合は、申立人の申立期間②に係る被保険者資格喪失日について、平成12年10月1日と回答している。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 5 月 1 日から 3 年 12 月 31 日まで
取締役として A 社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の同僚等の証言及び同社に係る商業登記簿謄本により、申立人が、申立期間当時、取締役として同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A 社は、上記商業登記簿謄本により既に破産していることが確認でき、事業主は死亡しているため、同社及び事業主から、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A 社の経理部長は、「申立人は申立期間に同社に勤務していたが、同社は解散し、資料も残っておらず、厚生年金保険の届出や保険料控除について覚えていない。」と回答しているため、同社の経理部長から申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A 社の上記経理部長は、「同社に平成 2 年 7 月 26 日から勤務した。」と述べているが、オンライン記録により、上記経理部長の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は 4 年 7 月 13 日となっていることが確認できる。

加えて、申立人が住民登録をしている市の市役所は、申立人は、昭和 63 年 5 月 4 日から現在まで国民健康保険に加入していると回答している。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から14年6月20日まで
60歳になるまでA社(現在は、B社)に勤務し厚生年金保険に加入していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、申立人のA社における退職日について平成6年12月31日と回答しており、同社から提出された人事原票でも、「6年12月31日退職」と記載されていることが確認できる。

また、申立人のA社における雇用保険の離職日は、平成6年12月31日と記録されており、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と符合していることが確認できる。

さらに、C健康保険組合から提出された健康保険被保険者資格喪失届及び健康保険任意継続被保険者資格取得申請書には、申立人のA社における被保険者資格喪失日は平成7年1月1日と記載されていることが確認できる。

加えて、申立人から提出された平成7年分から14年分までの所得税の確定申告書には、申立期間の厚生年金保険料控除額が記載されていない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月1日から5年2月21日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっているため、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本により、同社は、既に解散していることが確認できる上、事業主も死亡しているため、同社及び事業主から申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、A社の経理部長は、「確認できる資料は無いものの、高齢で厚生年金を受給している従業員については、給与額は変わらないが、社会保険事務所（当時）に標準報酬月額を低く届けた。届け出た標準報酬月額に基づき社会保険料を控除していた。これについては、当時の従業員に説明しており、申立人も納得していたはずである。」と述べている。

さらに、オンライン記録では、申立人の年金額は、平成2年4月から同年12月までは全額支給停止、3年1月から5年2月までは一部支給停止、同年3月からは全額支給となっていることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は遡及して減額訂正される等の社会保険事務所による不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月1日から同年5月7日まで
② 昭和48年8月25日から50年1月1日まで
③ 昭和52年3月21日から同年6月21日まで
④ 昭和52年10月1日から59年7月1日まで

A社(名称変更前は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。また、C社に勤務した申立期間③及びD社に勤務した申立期間④の厚生年金保険の加入記録も無い。それぞれの会社には間違いなく勤務していたので、申立期間①、②、③及び④を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人は、A社に係る厚生年金保険被保険者記録は、昭和48年5月7日から同年8月25日までとなっているが、その前後の期間である申立期間①及び②においても同社に継続して勤務していた旨申し立てている。

しかし、A社と推認される事業所における申立人に係る雇用保険の加入記録は、昭和48年5月7日から同年8月30日までとなっており、厚生年金保険の加入記録とほぼ一致する上、その前後の期間については確認できない。

また、A社は、既に適用事業所ではなくなっている上、事業主及び申立人が記憶していた上司も既に死亡していることから、同社及びこれらの者から申立人の当該期間に係る勤務状況等を確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から、当該期間当時に厚生年金保険に加入していたことが確認できる10人の従業員に照会したところ5人から回答があり、そのうちの二人は申立人のことを記憶していたものの、申立人の勤務期間は数か月だったと思うが、同社における厚生年金保険の取扱い等については分からない旨供述している。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間③については、申立人は、C社に姉と一緒に勤務していたが、姉には同社に係る厚生年金保険の加入記録があるものの、自身の記録が無い旨申し立てている。

しかしながら、C社は既に適用事業所ではなくなっている上、事業主は連絡先が不明のため、申立人の当該期間に係る勤務状況等を確認することができない。

また、C社に係る事業所別被保険者名簿から、当該期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ5人から回答があり、申立人姉妹を覚えているとした3人全員が、当該期間に同社に勤務していたのは、申立人姉妹のどちらか一人である旨供述しているところ、上記名簿では申立人の姉の氏名のみ確認できる。さらに、上記従業員3人のうちの一人は、会社の終了後にもう一人の姉妹が迎えに来て一緒に帰っていたのを記憶している旨供述している。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間④については、申立人は、D社に姉と一緒に正社員として勤務していた旨申し立てている。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、D社の所在地とされる地区に同社又は同社と類似の名称の適用事業所は存在せず、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、所在地を管轄する法務局及び隣接する法務局においても、D社の商業登記の記録は確認できない。

さらに、申立人は、D社の事業主、複数の上司及び同僚について姓のみを記憶しているため人物を特定することができず、これらの者から、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月 1 日から同年 5 月 7 日まで
② 昭和 48 年 8 月 25 日から 50 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 52 年 10 月 1 日から 59 年 7 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。また、C社に勤務した申立期間③の加入記録も無い。両社には間違いなく勤務していたので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人は、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が、昭和 48 年 5 月 7 日から同年 8 月 25 日までとなっているが、その前後の期間である申立期間①及び②においても同社に継続して勤務していた旨申し立てている。

しかし、B社は、当時の従業員に係る資料を保存していないため、申立人の当該期間における勤務実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない旨回答している。

また、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録は、昭和 48 年 5 月 7 日から同年 8 月 25 日までとなっており、厚生年金保険の加入記録とほぼ一致する上、その前後の期間については確認できない。

さらに、申立人が記憶していた元営業部長に申立人の勤務状況等について照会したところ、同氏は、「当時、営業部長をしていたが、申立人がA社に勤務していたどうか記憶に無い。」と供述している。

そこで、A社に係る事業所別被保険者名簿から、当該期間当時に厚生年金保険に加入していたことが確認できる 17 人の従業員に照会したところ 9 人から回答があり、そのうちの二人は申立人のことを覚えていたが、申立人の勤務時期について明確な記

憶は無く、同社における厚生年金保険の取扱い等についても分からない旨供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間③については、申立人は、C社に妹と一緒に正社員として勤務していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、C社の所在地とされる地区に同社又は同社と類似の名称の適用事業所は存在せず、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、所在地を管轄する法務局及び隣接する法務局においても、C社の商業登記の記録は確認できない。

さらに、申立人は、C社の事業主、複数の上司及び同僚について姓のみを記憶しているため人物を特定することができず、これらの者から、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 21295（事案 1905 及び 11842 の再々申立て）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月1日から同年11月26日まで

代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に見合う標準報酬月額と相違しているため、年金記録確認東京地方第三者委員会に対して申立てを行い、口頭意見陳述での申立ても行ったが、記録の訂正を認めることはできない旨の通知を受けた。しかし、納得できないので、再度の申立てを行ったが、結果は同じであった。

今般、改めて過去の記憶をたどると、標準報酬月額の減額訂正に係る届出書に捺印したと供述したことは、私の記憶違いであったことに気が付いたので撤回する。記録訂正に繋がる新たな資料は無いが、再々度の申立てを行うので、面談の上、公正なる判断を切に願ひ、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険事務所（当時）において、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額が遡って減額訂正されているものの、当該届出書に会社の代表者印を押印した旨供述していることから、代表取締役であった申立人が、当該減額処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されないとし、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、「社会保険事務所において、滞納保険料の処理について、内容の分からない届出書に会社の代表者印を押したものの、同事務所担当職員から標準報酬月額の減額に係る説明を受けた記憶は無く、これに同意した記憶も無い。」として再申立てを行ったが、当該届出により、会社が負担すべき保険料債務が縮減されているところ、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該届出行為に責任を負うべきであり、その結果としての標準報酬月額の減

額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上認められず、また、当該主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 9 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、上記通知に納得できず、「標準報酬月額^{なつ}の遡及訂正に係る届出書に代表者印を自分が承知の上で捺印したと供述したことは、記憶違いであったことに気が付いたので撤回する。新たな資料は無いが、公正なる判断を切に願う。」と主張しているが、申立人の主張を裏付ける資料等はないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 1 月 1 日から 46 年 10 月 1 日まで
② 昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 8 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額は不当解雇による裁判における仮処分及び判決により決定された賃金より低くなっているため申立てを行った。しかし、申立ては認められないとする決定通知を受け取った後に新たな資料が出てきた。これら資料から推測すると申立期間に係る雇用保険料は控除されていないため、各年の年末調整資料の社会保険料の額は、厚生年金保険料と健康保険料の合算額となっているはずである。

このため、本来の厚生年金保険料は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額に比べ高額となり、その結果、本来の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額に比べ高額となるべきはずであることから、再申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 申立期間①については、「B高等裁判所判決」及び「C地方裁判所賃金支払仮処分決定」において確認できる賃金額により、当該期間の報酬月額は申立人の主張する額であることが確認できるが、「付属資料」の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とおおむね一致していること、また、厚生年金基金の加入員記録によれば、基金設立時の昭和 43 年 5 月以降における申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していること、ii) 申立期間②については「協定書」等で確認できる賃金額により、当該期間の報酬月額は申立人の主張する額であることが確認できるが、「協定書」には賃金差額に対する厚生年金保険料の取扱いについての記述は無く、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、改訂後の賃金より控除されたことは確認できないこと、また、厚生年金基金の加入員記録により、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、

オンライン記録と一致していること等の理由から、既に当委員会の決定に基づく平成22年11月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は、当初の決定後に新たな資料である、「仮処分弁済金（賞与相当分）昭和44年7月31日支払分写し」、「仮処分弁済金（特別賞与相当分）昭和45年7月20日支払分写し」、「仮処分弁済金（45年と末賞与相当分）昭和45年12月17日支払分写し」、「申立人他7名賞与相当一時金に対する所得税個人支払分会社立替写し」、C地方裁判所「決定」（昭和44年7月*日）写し、C地方裁判所「仮処分決定」（昭和45年7月*日）写し、C地方裁判所「仮処分決定」（昭和45年12月*日）写し、及びC地方裁判所「決定」（昭和46年7月*日）写しを提出している。

また、申立人は、これら資料から推測すると申立期間に係る雇用保険料は控除されていないため、各年の年末調整資料の社会保険料額は、厚生年金保険料と健康保険料の合算額となっているはずである旨主張している。

このため、申立人は、本来の厚生年金保険料は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額に比べ高額となり、その結果、本来の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額に比べ高額となるべきはずであることから、申立期間を正しい標準報酬月額に訂正してほしい旨の再申立てを行っている。

一方、申立期間①について、申立人から新たに提出された、上記、昭和44年7月31日、45年7月20日及び同年12月17日支払分の「仮処分弁済金（賞与相当分）各写し」には、厚生年金保険料の控除に係る記載は無く、当該資料は、申立期間の一部期間における賞与に係るものであり、雇用保険料額は記載されていない。

また、雇用保険の記録により雇用保険の資格取得日は昭和43年9月19日と確認できるところ、申立期間①のうち雇用保険加入以前の期間（昭和40年1月1日から43年9月18日まで）について、昭和40年、41年における年末調整資料の社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額から算出した厚生年金保険料、健康保険料の合計と一致しており、42年、43年においても、ほぼ一致することが認められる。

さらに、雇用保険の加入以降（昭和43年9月19日から46年10月1日まで）において、昭和44年、45年及び46年における年末調整資料の社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額から算出した厚生年金保険料と健康保険料に雇用保険料を加えた額とほぼ一致するが、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料額（健康保険料と厚生年金保険料の合計であり、雇用保険料は除外されたもの）と年末調整資料の社会保険料額は、一致しないことが確認できる。

以上のことから、今回提出のあった資料からは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

申立期間②について、申立人は、申立期間①と同様の理由により再申立てを行っているが、申立人から新たに提出された、上記、昭和44年7月31日、45年7月20日及び同年12月17日支払分の「仮処分弁済金（賞与相当分）各写し」は、当該期間に係るものではない。また、今回、再申立てを行った7人のうち、同僚一人が前回の申立て時に提出した「昭和49年12月25日の支払明細写し」及び「50年12月の給与明細写し」

には、雇用保険料控除の記載があり、雇用保険料控除が確認できる。

また、前回の申立て時に、申立人が提出した「昭和 50 年分給与所得の源泉徴収票」に記載されている社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額から算出した厚生年金保険料と健康保険料に雇用保険料を加えた額とほぼ一致することから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が各申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から 46 年 10 月 1 日まで
② 昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 8 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額は不当解雇による裁判における仮処分及び判決により決定された賃金より低くなっているため申立てを行った。しかし、申立ては認められないとする決定通知を受け取った後に新たな資料が出てきた。これら資料から推測すると申立期間に係る雇用保険料は控除されていないため、各年の年末調整資料の社会保険料の額は、厚生年金保険料と健康保険料の合算額となっているはずである。

このため、本来の厚生年金保険料は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額に比べ高額となり、その結果、本来の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額に比べ高額となるべきはずであることから、再申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 申立期間①については、「B高等裁判所判決」及び「C地方裁判所賃金支払仮処分決定」において確認できる賃金額により、当該期間の報酬月額は申立人の主張する額であることが確認できるが、「付属資料」の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とおおむね一致していること、また、厚生年金基金の加入員記録によれば、基金設立時の昭和 43 年 5 月以降における申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していること、ii) 申立期間②については「協定書」等で確認できる賃金額により、当該期間の報酬月額は申立人の主張する額であることが確認できるが、「協定書」には賃金差額に対する厚生年金保険料の取扱いについての記述は無く、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、改訂後の賃金より控除されたことは確認できないこと、また、厚生年金基金の加入員記録により、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、

オンライン記録と一致していること等の理由から、既に当委員会の決定に基づく平成22年11月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は、当初の決定後に新たな資料である、「仮処分弁済金（賞与相当分）昭和44年7月31日支払分写し」、「仮処分弁済金（特別賞与相当分）昭和45年7月20日支払分写し」、「仮処分弁済金（45年と末賞与相当分）昭和45年12月17日支払分写し」、「同僚D他7名賞与相当一時金に対する所得税個人支払分会社立替写し」、C地方裁判所「決定」（昭和44年7月*日）写し、C地方裁判所「仮処分決定」（昭和45年7月*日）写し、C地方裁判所「仮処分決定」（昭和45年12月*日）写し及びC地方裁判所「決定」（昭和46年7月*日）写しを提出している。

また、申立人は、これら資料から推測すると申立期間に係る雇用保険料は控除されていないため、各年の年末調整資料の社会保険料額は、厚生年金保険料と健康保険料の合算額となっているはずである旨主張している。

このため、申立人は、本来の厚生年金保険料は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額に比べ高額となり、その結果、本来の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額に比べ高額となるべきはずであることから、申立期間を正しい標準報酬月額に訂正してほしい旨の再申立てを行っている。

一方、申立期間①について、申立人から新たに提出された、上記、昭和44年7月31日、45年7月20日及び同年12月17日支払分の「仮処分弁済金（賞与相当分）各写し」には、厚生年金保険料の控除に係る記載は無く、当該資料は、申立期間の一部期間における賞与に係るものであり、雇用保険料額は記載されていない。

また、雇用保険の記録により雇用保険の資格取得日は昭和43年9月19日と確認できるところ、申立期間①のうち雇用保険加入以前の期間（昭和40年4月1日から43年9月18日まで）について、昭和40年、41年における年末調整資料の社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額から算出した厚生年金保険料、健康保険料の合計と一致しており、42年、43年においても、ほぼ一致することが認められる。

さらに、雇用保険の加入以降（昭和43年9月19日から46年10月1日まで）において、昭和44年、45年及び46年における年末調整資料の社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額から算出した厚生年金保険料と健康保険料に雇用保険料を加えた額とほぼ一致するが、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料額（健康保険料と厚生年金保険料の合計であり、雇用保険料は除外されたもの）と年末調整資料の社会保険料額は、一致しないことが確認できる。

以上のことから、今回提出のあった資料からは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

申立期間②について、申立人は、申立期間①と同様の理由により再申立てを行っているが、申立人から新たに提出された、上記、昭和44年7月31日、45年7月20日及び同年12月17日支払分の「仮処分弁済金（賞与相当分）各写し」は、当該期間に係るものではない。また、申立人が前回の申立て時に提出した「昭和49年12月25日の支払明細写し」及び「50年12月の給与明細写し」には、雇用保険料控除の記載があり、雇

用保険料控除が確認できる。

また、前回の申立て時に、申立人が提出した「昭和 50 年分給与所得の源泉徴収票」に記載されている社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額から算出した厚生年金保険料と健康保険料に雇用保険料を加えた額とほぼ一致することから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が各申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月1日から46年10月1日まで
② 昭和49年4月1日から50年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額は不当解雇による裁判における仮処分及び判決により決定された賃金より低くなっているため申立てを行った。しかし、申立ては認められないとする決定通知を受け取った後に新たな資料が出てきた。これら資料から推測すると申立期間に係る雇用保険料は控除されていないため、各年の年末調整資料の社会保険料の額は、厚生年金保険料と健康保険料の合算額となっているはずである。

このため、本来の厚生年金保険料は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額に比べ高額となり、その結果、本来の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額に比べ高額となるべきはずであることから、再申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 申立期間①については、「B高等裁判所判決」及び「C地方裁判所賃金支払仮処分決定」において確認できる賃金額により、当該期間の報酬月額は申立人の主張する額であることが確認できるが、「付属資料」の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とおおむね一致していること、また、厚生年金基金の加入員記録によれば、基金設立時の昭和43年5月以降における申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していること、ii) 申立期間②については「協定書」等で確認できる賃金額により、当該期間の報酬月額は申立人の主張する額であることが確認できるが、「協定書」には賃金差額に対する厚生年金保険料の取扱いについての記述は無く、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、改訂後の賃金より控除されたことは確認できないこと、また、厚生年金基金の加入員記録により、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、

オンライン記録と一致していること等の理由から、既に当委員会の決定に基づく平成22年11月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は、当初の決定後に新たな資料である、「仮処分弁済金（賞与相当分）昭和44年7月31日支払分写し」、「仮処分弁済金（特別賞与相当分）昭和45年7月20日支払分写し」、「仮処分弁済金（45年と末賞与相当分）昭和45年12月17日支払分写し」、「同僚D他7名賞与相当一時金に対する所得税個人支払分会社立替写し」、C地方裁判所「決定」（昭和44年7月*日）写し、C地方裁判所「仮処分決定」（昭和45年7月*日）写し、C地方裁判所「仮処分決定」（昭和45年12月*日）写し及びC地方裁判所「決定」（昭和46年7月*日）写しを提出している。

また、申立人は、これら資料から推測すると申立期間に係る雇用保険料は控除されていないため、各年の年末調整資料の社会保険料額は、厚生年金保険料と健康保険料の合算額となっているはずである旨主張している。

このため、申立人は、本来の厚生年金保険料は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額に比べ高額となり、その結果、本来の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額に比べ高額となるべきはずであることから、申立期間を正しい標準報酬月額に訂正してほしい旨の再申立てを行っている。

一方、申立期間①について、申立人から新たに提出された、上記、昭和44年7月31日、45年7月20日及び同年12月17日支払分の「仮処分弁済金（賞与相当分）各写し」には、厚生年金保険料の控除に係る記載は無く、当該資料は、申立期間の一部期間における賞与に係るものであり、雇用保険料額は記載されていない。

また、雇用保険の記録により雇用保険の資格取得日は昭和43年9月19日と確認できるところ、申立期間①のうち雇用保険加入以前の期間（昭和40年4月1日から43年9月18日まで）について、昭和40年、41年における年末調整資料の社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額から算出した厚生年金保険料、健康保険料の合計と一致しており、42年、43年においても、ほぼ一致することが認められる。

さらに、雇用保険の加入以降（昭和43年9月19日から46年10月1日まで）において、昭和44年、45年及び46年における年末調整資料の社会保険料額は、厚生年金保険料と健康保険料に雇用保険料を加えた額とほぼ一致するが、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料額（健康保険料と厚生年金保険料の合計であり、雇用保険料は除外されたもの）と年末調整資料の社会保険料額は、一致しないことが確認できる。

以上のことから、今回提出のあった資料からは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

申立期間②について、申立人は、申立期間①と同様の理由により再申立てを行っているが、申立人から新たに提出された、上記、昭和44年7月31日、45年7月20日及び同年12月17日支払分の「仮処分弁済金（賞与相当分）各写し」は、当該期間に係るものではない。また、今回、再申立てを行った7人のうち、同僚一人が前回の申立て時に提出した「昭和49年12月25日の支払明細写し」及び「50年12月の給与明細写し」には、雇用保険料控除の記載があり、雇用保険料控除が確認できることから、当委員会

の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が各申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月1日から46年10月1日まで
② 昭和49年4月1日から50年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額は不当解雇による裁判における仮処分及び判決により決定された賃金より低くなっているため申立てを行った。しかし、申立ては認められないとする決定通知を受け取った後に新たな資料が出てきた。これら資料から推測すると申立期間に係る雇用保険料は控除されていないため、各年の年末調整資料の社会保険料の額は、厚生年金保険料と健康保険料の合算額となっているはずである。

このため、本来の厚生年金保険料は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額に比べ高額となり、その結果、本来の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額に比べ高額となるべきはずであることから、再申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 申立期間①については、「B高等裁判所判決」及び「C地方裁判所賃金支払仮処分決定」において確認できる賃金額により、当該期間の報酬月額は申立人の主張する額であることが確認できるが、「付属資料」の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とおおむね一致していること、また、厚生年金基金の加入員記録によれば、基金設立時の昭和43年5月以降における申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していること、ii) 申立期間②については「協定書」等で確認できる賃金額により、当該期間の報酬月額は申立人の主張する額であることが確認できるが、「協定書」には賃金差額に対する厚生年金保険料の取扱いについての記述は無く、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、改訂後の賃金より控除されたことは確認できないこと、また、厚生年金基金の加入員記録により、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、

オンライン記録と一致していること等の理由から、既に当委員会の決定に基づく平成22年11月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は、当初の決定後に新たな資料である、「仮処分弁済金（賞与相当分）昭和44年7月31日支払分写し」、「仮処分弁済金（特別賞与相当分）昭和45年7月20日支払分写し」、「仮処分弁済金（45年と末賞与相当分）昭和45年12月17日支払分写し」、「同僚D他7名賞与相当一時金に対する所得税個人支払分会社立替写し」、C地方裁判所「決定」（昭和44年7月*日）写し、C地方裁判所「仮処分決定」（昭和45年7月*日）写し、C地方裁判所「仮処分決定」（昭和45年12月*日）写し及びC地方裁判所「決定」（昭和46年7月*日）写しを提出している。

また、申立人は、これら資料から推測すると申立期間に係る雇用保険料は控除されていないため、各年の年末調整資料の社会保険料額は、厚生年金保険料と健康保険料の合算額となっているはずである旨主張している。

このため、申立人は、本来の厚生年金保険料は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額に比べ高額となり、その結果、本来の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額に比べ高額となるべきはずであることから、申立期間を正しい標準報酬月額に訂正してほしい旨の再申立てを行っている。

一方、申立期間①について、申立人から新たに提出された、上記、昭和44年7月31日、45年7月20日及び同年12月17日支払分の「仮処分弁済金（賞与相当分）各写し」には、厚生年金保険料の控除に係る記載は無く、当該資料は、申立期間の一部期間における賞与に係るものであり、雇用保険料額は記載されていない。

また、雇用保険の記録により雇用保険の資格取得日は昭和43年9月19日と確認できるところ、申立期間①のうち雇用保険加入以前の期間（昭和40年4月1日から43年9月18日まで）について、昭和40年、41年における年末調整資料の社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額から算出した厚生年金保険料、健康保険料の合計と一致しており、42年、43年においても、ほぼ一致することが認められる。

さらに、雇用保険の加入以降（昭和43年9月19日から46年10月1日まで）において、昭和44年、45年及び46年における年末調整資料の社会保険料額は、厚生年金保険料と健康保険料に雇用保険料を加えた額とほぼ一致するが、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料額（健康保険料と厚生年金保険料の合計であり、雇用保険料は除外されたもの）と年末調整資料の社会保険料額は、一致しないことが確認できる。

以上のことから、今回提出のあった資料からは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

申立期間②について、申立人は、申立期間①と同様の理由により再申立てを行っているが、申立人から新たに提出された、上記、昭和44年7月31日、45年7月20日及び同年12月17日支払分の「仮処分弁済金（賞与相当分）各写し」は、当該期間に係るものではない。また、今回、再申立てを行った7人のうち、同僚一人が前回の申立て時に提出した「昭和49年12月25日の支払明細写し」及び「50年12月の給与明細写し」には、雇用保険料控除の記載があり、雇用保険料控除が確認できることから、当委員会

の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が各申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月1日から46年10月1日まで
② 昭和49年4月1日から50年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額は不当解雇による裁判における仮処分及び判決により決定された賃金より低くなっているため申立てを行った。しかし、申立ては認められないとする決定通知を受け取った後に新たな資料が出てきた。これら資料から推測すると申立期間に係る雇用保険料は控除されていないため、各年の年末調整資料の社会保険料の額は、厚生年金保険料と健康保険料の合算額となっているはずである。

このため、本来の厚生年金保険料は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額に比べ高額となり、その結果、本来の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額に比べ高額となるべきはずであることから、再申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 申立期間①については、「B高等裁判所判決」及び「C地方裁判所賃金支払仮処分決定」において確認できる賃金額により、当該期間の報酬月額は申立人の主張する額であることが確認できるが、「付属資料」の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とおおむね一致していること、また、厚生年金基金の加入員記録によれば、基金設立時の昭和43年5月以降における申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していること、ii) 申立期間②については「協定書」等で確認できる賃金額により、当該期間の報酬月額は申立人の主張する額であることが確認できるが、「協定書」には賃金差額に対する厚生年金保険料の取扱いについての記述は無く、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、改訂後の賃金より控除されたことは確認できないこと、また、厚生年金基金の加入員記録により、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、

オンライン記録と一致していること等の理由から、既に当委員会の決定に基づく平成22年11月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は、当初の決定後に新たな資料である、「仮処分弁済金（賞与相当分）昭和44年7月31日支払分写し」、「仮処分弁済金（特別賞与相当分）昭和45年7月20日支払分写し」、「仮処分弁済金（45年と末賞与相当分）昭和45年12月17日支払分写し」、「同僚D他7名賞与相当一時金に対する所得税個人支払分会社立替写し」、C地方裁判所「決定」（昭和44年7月*日）写し、C地方裁判所「仮処分決定」（昭和45年7月*日）写し、C地方裁判所「仮処分決定」（昭和45年12月*日）写し及びC地方裁判所「決定」（昭和46年7月*日）写しを提出している。

また、申立人は、これら資料から推測すると申立期間に係る雇用保険料は控除されていないため、各年の年末調整資料の社会保険料額は、厚生年金保険料と健康保険料の合算額となっているはずである旨主張している。

このため、申立人は、本来の厚生年金保険料は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額に比べ高額となり、その結果、本来の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額に比べ高額となるべきはずであることから、申立期間を正しい標準報酬月額に訂正してほしい旨の再申立てを行っている。

一方、申立期間①について、申立人から新たに提出された、上記、昭和44年7月31日、45年7月20日及び同年12月17日支払分の「仮処分弁済金（賞与相当分）各写し」には、厚生年金保険料の控除に係る記載は無く、当該資料は、申立期間の一部期間における賞与に係るものであり、雇用保険料額は記載されていない。

また、雇用保険の記録により雇用保険の資格取得日は昭和43年9月19日と確認できるところ、申立期間①のうち雇用保険加入以前の期間（昭和40年4月1日から43年9月18日まで）について、昭和40年、41年における年末調整資料の社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額から算出した厚生年金保険料、健康保険料の合計と一致しており、42年、43年においても、ほぼ一致することが認められる。

さらに、雇用保険の加入以降（昭和43年9月19日から46年10月1日まで）において、昭和44年、45年及び46年における年末調整資料の社会保険料額は、厚生年金保険料と健康保険料に雇用保険料を加えた額とほぼ一致するが、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料額（健康保険料と厚生年金保険料の合計であり、雇用保険料は除外されたもの）と年末調整資料の社会保険料額は、一致しないことが確認できる。

以上のことから、今回提出のあった資料からは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

申立期間②について、申立人は、申立期間①と同様の理由により再申立てを行っているが、申立人から新たに提出された、上記、昭和44年7月31日、45年7月20日及び同年12月17日支払分の「仮処分弁済金（賞与相当分）各写し」は、当該期間に係るものではない。また、今回、再申立てを行った7人のうち、同僚一人が前回の申立て時に提出した「昭和49年12月25日の支払明細写し」及び「50年12月の給与明細写し」には、雇用保険料控除の記載があり、雇用保険料控除が確認できることから、当委員会

の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が各申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月1日から46年10月1日まで
② 昭和49年4月1日から50年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額は不当解雇による裁判における仮処分及び判決により決定された賃金より低くなっているため申立てを行った。申立期間のうち、一部期間について申立ては認められたが、そのほかの期間については、認められないとする決定通知を受け取った後に新たな資料が出てきた。これら資料から推測すると申立期間に係る雇用保険料は控除されていないため、各年の年末調整資料の社会保険料の額は、厚生年金保険料と健康保険料の合算額となっているはずである。

このため、本来の厚生年金保険料は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額に比べ高額となり、その結果、本来の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額に比べ高額となるべきはずであることから、再申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 申立期間①については、「B高等裁判所判決」及び「C地方裁判所賃金支払仮処分決定」に基づく「付属資料」のうち、昭和40年分から46年分の年末調整資料において確認できる厚生年金保険料控除額から、40年1月から同年9月までの標準報酬月額を3万3,000円に訂正することが必要である旨の通知が行われたが、同年10月から46年9月までの期間については、申立人から提出のあった、上記「付属資料」において確認できる厚生年金保険料控除額と、オンライン記録の標準報酬月額から算出した厚生年金保険料額はおおむね一致していること、また、厚生年金基金の加入員記録により、基金設立時の43年5月以降における申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していること、ii) 申立期間②については「協定書」等で確認できる賃金額により、当該期間の報酬月額は申立人の

主張する額であることが確認できるが、「協定書」には賃金差額に対する厚生年金保険料の取扱いについての記述は無く、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、改訂後の賃金より控除されたことは確認できないこと、また、厚生年金基金の加入員記録により、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していること等の理由から、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 11 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は、当初の決定後に新たな資料である、「仮処分弁済金（賞与相当分）昭和 44 年 7 月 31 日支払分写し」、「仮処分弁済金（特別賞与相当分）昭和 45 年 7 月 20 日支払分写し」、「仮処分弁済金（45 年と末賞与相当分）昭和 45 年 12 月 17 日支払分写し」、「同僚 D 他 7 名賞与相当一時金に対する所得税個人支払分会社立替写し」、C 地方裁判所「決定」（昭和 44 年 7 月 * 日）写し、C 地方裁判所「仮処分決定」（昭和 45 年 7 月 * 日）写し、C 地方裁判所「仮処分決定」（昭和 45 年 12 月 * 日）写し及び C 地方裁判所「決定」（昭和 46 年 7 月 * 日）写しを提出し、申立期間を正しい標準報酬月額に訂正してほしい旨の再申立てを行っている。

一方、申立期間①について、申立人から新たに提出された、上記、昭和 44 年 7 月 31 日、45 年 7 月 20 日及び同年 12 月 17 日支払分の「仮処分弁済金（賞与相当分）各写し」には、厚生年金保険料の控除に係る記載は無く、当該資料は、申立期間の一部期間における賞与に係るものであり、雇用保険料額は記載されていない。

また、雇用保険の記録により雇用保険の資格取得日は昭和 43 年 9 月 19 日と確認できるところ、申立期間①のうち雇用保険加入以前の期間（昭和 40 年 1 月 1 日から 43 年 9 月 18 日まで）について、昭和 40 年、41 年における年末調整資料の社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額から算出した厚生年金保険料、健康保険料の合計と一致しており、42 年、43 年においても、ほぼ一致することが認められる。

さらに、雇用保険の加入以降（昭和 43 年 9 月 19 日から 46 年 10 月 1 日まで）において、昭和 44 年、45 年及び 46 年における年末調整資料の社会保険料額は、厚生年金保険料と健康保険料に雇用保険料を加えた額とほぼ一致するが、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料額（健康保険料と厚生年金保険料の合計であり、雇用保険料は除外されたもの）と年末調整資料の社会保険料額は、一致しないことが確認できる。

以上のことから、今回提出のあった資料からは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

申立期間②について、申立人は、申立期間①と同様の理由により再申立てを行っているが、申立人から新たに提出された、上記、昭和 44 年 7 月 31 日、45 年 7 月 20 日及び同年 12 月 17 日支払分の「仮処分弁済金（賞与相当分）各写し」は、当該期間に係るものではない。また、今回、再申立てを行った 7 人のうち、同僚一人が前回の申立て時に提出した「昭和 49 年 12 月 25 日の支払明細写し」及び「50 年 12 月の給与明細写し」には、雇用保険料控除の記載があり、雇用保険料控除が確認できることから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が各申

立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 21305 (事案 13118 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 1 月 1 日から 46 年 10 月 1 日まで
② 昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 8 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額は不当解雇による裁判における仮処分及び判決により決定された賃金より低くなっているため申立てを行った。申立期間のうち、一部期間について申立ては認められたが、そのほかの期間については、認められないとする決定通知を受け取った後に新たな資料が出てきた。これら資料から推測すると申立期間に係る雇用保険料は控除されていないため、各年の年末調整資料の社会保険料の額は、厚生年金保険料と健康保険料の合算額となっているはずである。

このため、本来の厚生年金保険料は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額に比べ高額となり、その結果、本来の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額に比べ高額となるべきはずであることから、再申立てを行う。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 申立期間①については、「B高等裁判所判決」及び「C地方裁判所賃金支払仮処分決定」に基づく「付属資料」のうち、昭和 40 年分から 46 年分の年末調整資料において確認できる厚生年金保険料控除額から、40 年 1 月から 43 年 4 月までの標準報酬月額を 1 万 4,000 円に訂正することが必要である旨の通知が行われたが、同年 5 月から 46 年 9 月までの期間については、申立人から提出のあった、上記「付属資料」において確認できる厚生年金保険料控除額と、オンライン記録の標準報酬月額から算出した厚生年金保険料額はおおむね一致していること、また、厚生年金基金の加入員記録により、基金設立時の 43 年 5 月以降における申立人

の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していること、ii) 申立期間②については「協定書」等で確認できる賃金額により、当該期間の報酬月額は申立人の主張する額であることが確認できるが、「協定書」には賃金差額に対する厚生年金保険料の取扱いについての記述は無く、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、改訂後の賃金より控除されたことは確認できないこと、また、厚生年金基金の加入員記録により、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していること等の理由から、既に当委員会の決定に基づく平成22年11月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は、当初の決定後に新たな資料である、「仮処分弁済金（賞与相当分）昭和44年7月31日支払分写し」、「仮処分弁済金（特別賞与相当分）昭和45年7月20日支払分写し」、「仮処分弁済金（45年と末賞与相当分）昭和45年12月17日支払分写し」、「同僚D他7名賞与相当一時金に対する所得税個人支払分会社立替写し」、C地方裁判所「決定」（昭和44年7月*日）写し、C地方裁判所「仮処分決定」（昭和45年7月*日）写し、C地方裁判所「仮処分決定」（昭和45年12月*日）写し及びC地方裁判所「決定」（昭和46年7月*日）写しを提出し、申立期間を正しい標準報酬月額に訂正してほしい旨の再申立てを行っている。

一方、申立期間①について、申立人から新たに提出された、上記、昭和44年7月31日、45年7月20日及び同年12月17日支払分の「仮処分弁済金（賞与相当分）各写し」には、厚生年金保険料の控除に係る記載は無く、当該資料は、申立期間の一部期間における賞与に係るものであり、雇用保険料額は記載されていない。

また、雇用保険の記録により雇用保険の資格取得日は昭和43年9月19日と確認できるところ、申立期間①のうち雇用保険加入以前の期間（昭和40年1月1日から43年9月18日まで）について、昭和40年、41年における年末調整資料の社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額から算出した厚生年金保険料、健康保険料の合計と一致しており、42年、43年においても、ほぼ一致することが認められる。

さらに、雇用保険の加入以降（昭和43年9月19日から46年10月1日まで）において、昭和44年、45年及び46年における年末調整資料の社会保険料額は、厚生年金保険料と健康保険料に雇用保険料を加えた額とほぼ一致するが、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料額（健康保険料と厚生年金保険料の合計であり、雇用保険料は除外されたもの）と年末調整資料の社会保険料額は、一致しないことが確認できる。

以上のことから、今回提出のあった資料からは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

申立期間②について、申立人は、申立期間①と同様の理由により再申立てを行っているが、申立人から新たに提出された、上記、昭和44年7月31日、45年7月20日及び同年12月17日支払分の「仮処分弁済金（賞与相当分）各写し」は、当該期間に係るものではない。また、今回、再申立てを行った7人のうち、同僚一人が前回の申立て時に提出した「昭和49年12月25日の支払明細写し」及び「50年12月の給与明細写し」には、雇用保険料控除の記載があり、雇用保険料控除が確認できることから、当委員会

の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が各申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月頃から44年3月頃まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、同社発行のシリーズ刊行本製作に、主にカメラマンとして勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社写真部に所属していた複数の元従業員の回答から判断すると、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当時のA社での厚生年金保険加入条件について、同社の複数の元従業員が、「正社員だけ、全員加入させていた。」旨供述しているところ、申立人が携わったとするシリーズ刊行本製作を担当した元編集長は、「申立人の雇用形態は、業務委託契約社員だったと記憶している。」旨供述しており、同社写真部の元従業員の一人も、「申立人は、正社員では無かった。外部から雇われた嘱託社員のようなものだった。」旨供述している。

また、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の当時の事業主は死亡していることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人のA社における雇用保険の記録及び同社が加入していた健康保険組合の加入記録は確認することができない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間の厚年整理番号に欠番や訂正等の不自然な記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生

年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月 26 日から 38 年 5 月 1 日まで
A 法人 B 事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。私は申立期間当時、臨時雇用員であったが、採用試験に合格した後に職員になることが前提とされていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した、申立人に係る履歴カード及び旧 A 法人職員の履歴を承継している C 機構が提出した人事履歴カードにより、申立人が申立期間に継続して A 法人に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 法人 B 事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 38 年 12 月 1 日からであり、申立期間は適用事業所となっていなかったことが確認できる。

また、C 機構は、「適用事業所となる前から厚生年金保険料を控除することはあり得ない。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月から 46 年 9 月まで

A社及びB社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に両社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社及びB社に勤務していたと供述しているところ、雇用保険の記録により、申立人は、C社において、昭和 45 年 2 月 21 日に資格を取得し、同年 4 月 20 日に離職していることが確認できることから、申立期間の一部の勤務は確認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 46 年 6 月 11 日以降は、D社にて雇用保険の被保険者となっていることから、同日以降においてA社及びB社で勤務していたとは考えにくい。

一方、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、C社並びに申立人が申立期間に勤務していたとするA社及びB社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、C社並びに申立人が記憶しているA社及びB社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無く、これら3社の事業主を特定することができないことから、申立人のC社、A社及びB社における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は、A社からB社に、一緒に異動した支配人、課長及び課長の甥並びにB社に入社した同僚一人の計4人を記憶しているが、そのうちの二人については姓名を記憶しておらず、他の二人のうち一人については姓のみの記憶にとどまっていることから特定できず、また、残りの一人については氏名を記憶しているが、オンライン記録では同姓同名の者が多数いるため特定できず、これらの者から申立人の勤務状況及び厚生

生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 8 日から 46 年 12 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同社には、申立期間も含めて継続勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における当時の従業員の回答から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、同社が保管している「役員・社員名簿」から申立人が在籍していたことを確認できず、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについても不明としている。さらに、同社が保管している申立期間に係る厚生年金保険の資格取得届及び資格喪失届を確認したところ、申立人の氏名を確認することができないことから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除及び納付をしていなかった旨回答及び供述している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から確認できた当時の人事部の職員に申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、「正社員は入社と同時に厚生年金保険に加入させていたが、正社員以外の者については不明。」と供述している。

さらに、申立人が、A社において申立人と同じ契約社員だったとしている当時の複数の同僚について、申立人は名字のみ記憶しているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿を確認すると、申立人が同時期に入社したとしている者のうち一人、申立人より後に入社したとしている者のうち一人の計二人に該当する名字の被保険者が確認でき、いずれも申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿から、申立人と厚生年金保険の資格取得日が同日であることが確認できる同僚及び従業員に対し、入社時期と厚生年金保険加入時期の相違等について照会したところ、5

人は、自身の記憶する入社時期と厚生年金保険加入時期が6か月から2年3か月の相違があることが確認でき、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認すると、そのうち一人は、「事業所が一定期間に入社した者を特定日にまとめて加入させていたかもしれない。」と回答している。

また、申立人は、申立期間当時の人事資料及び給与明細書等の厚生年金保険料の控除が確認できる資料を所持していない。

なお、A社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人は昭和46年12月1日に厚生年金保険の資格を取得している上、同社が加入している健康保険組合が保管する申立人に係る健康保険被保険者資格取得届及び厚生年金基金の加入員適用記録照会の資格取得日は一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 35 年 5 月まで

A社B作業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。C社発注に係る工事に従事していたことは、間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間に同社に勤務したことが確認できる従業員に対し、申立人の勤務状況等について照会した結果、そのうち二人が申立人を知っており、うち一人は、「転勤になったときに、申立人を知った。申立人は、作業員の手伝いをしていた。申立人の入社日及び退社日は分からない。」と供述しており、もう一人は、「申立人は現地採用で、庶務係であった。」と供述していることから、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことがうかがえる。

また、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて、A社の人事担当者は、「本社採用であれば、厚生年金保険に加入しているはずである。現地採用の人は、「準社員」と呼んでいたが、厚生年金保険は加入していない。」と供述している。

さらに、上記の申立人を知る一人は、当時、A社の現地作業所の経理担当者であり、「本社採用であれば、厚生年金保険の加入記録はあるはずである。現地採用の人は、「現採」と呼んでおり、厚生年金保険に加入していない。申立人は現地採用である。自分は、毎月給与支給時一覧表を本社に送付していたが、送付していたのは、正社員のものだけで、「現採」のものはなかった。」と回答している。また、他の一人は、「申立人は、現地採用であった。現地採用から本社採用になるのは1年以上かかると思われる。」と回答している。

加えて、申立人が記憶している上司・同僚に対し申立人の勤務状況等について照会したところ、そのうち一人の同僚は、「申立人がA社にいたことは知っているが、あまり

長くいなかった。申立人は、現地採用だと思うが、自分も現地採用で、はじめは準社員ですぐには正社員にはなれなかった。健康保険証はすぐにもらえたが、厚生年金保険の加入は、3年くらい後であった。」と供述している。なお、当該同僚は、昭和34年8月に入社したとしているが、厚生年金保険の資格取得日は、37年6月1日となっている。また、同社は、35年4月1日にC国民健康保険組合に加入したことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月1日から36年5月1日まで
平成11年6月に社会保険事務所(当時)で年金受給の手続をした際、A社に勤務した申立期間が脱退手当金の支給済期間であることを初めて知った。申立期間の脱退手当金を受け取った記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和36年10月20日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間において勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月半後の36年10月20日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年5月1日の前後各5年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある者を抽出し、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給資格のある申立人を含む3人中二人に支給記録が確認でき、二人とも厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求が行われていたことがうかがわれ、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性を否定できない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかにも受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 43 年 3 月 12 日から 46 年 7 月 31 日まで
②昭和 46 年 12 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで
③昭和 48 年 4 月 1 日から 49 年 2 月 28 日まで

平成 8 年に区役所で年金の加入記録を確認したときに、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。申立期間の脱退手当金については、受給した記憶は無いので、脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金の支給については、申立人が申立期間③に勤務した A 社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄に、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月19日から35年4月11日まで
② 昭和35年4月11日から40年4月1日まで

以前、年金事務所からの通知で、A社B支店及び同社C支店で勤務していた期間が、脱退手当金の支給済期間であることを知らされたが、申立期間の脱退手当金を受け取った記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和40年8月17日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間②において勤務していたA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である40年4月1日の前後各5年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある者を抽出し、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給資格のある申立人を含む21人中9人に支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む8人については厚生年金保険被保険者資格喪失日から5か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち連絡の取れた3人が「会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」旨回答していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後の昭和40年8月17日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかにも受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 9 月 2 日から 23 年 7 月 1 日まで
平成 22 年 9 月頃に届いた日本年金機構からの確認はがきによると、申立期間について脱退手当金を受領したことになっているが、受け取っていないので申し立てた。よく調べて、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立人が申立期間に勤務したB社を退職後の昭和 23 年 12 月 10 日に申立期間に係る脱退手当金が支給決定されている記録があるところ、申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、当該オンライン記録と一致する脱退手当金の支給対象期間、支給金額及び支給年月日が記録されているとともに、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である 23 年 7 月 1 日から約 5 か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 9 月 7 日から 42 年 8 月 12 日まで
② 昭和 43 年 1 月 10 日から 45 年 10 月 21 日まで
③ 昭和 45 年 10 月 21 日から 46 年 7 月 21 日まで

平成 22 年 9 月頃に、日本年金機構から届いた確認ハガキを見て、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は、オンライン記録において、申立人が申立期間②及び③に勤務したA社を退職後の昭和 46 年 10 月 14 日に支給決定されているが、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である 46 年 7 月 21 日から約 3 か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月 18 日から 37 年 10 月 26 日まで
② 昭和 37 年 11 月 1 日から 38 年 6 月 21 日まで
③ 昭和 38 年 8 月 6 日から 43 年 2 月 1 日まで
④ 昭和 43 年 2 月 1 日から同年 7 月 4 日まで

平成 18 年に、脱退手当金を受給したことになっていることを初めて知ったが、何も証拠がなかったのでそのままにしていた。その後、22 年 8 月頃に「確認はがき」が来たので申し立てることにした。自分は脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立人が申立期間④に勤務したA社を退職後の昭和 43 年 12 月 27 日に申立期間に係る脱退手当金が支給決定されている記録があるところ、同社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である 43 年 7 月 4 日から約 5 か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 1 月 5 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 34 年 7 月 1 日から 39 年 2 月 25 日まで

平成 22 年 9 月頃に、日本年金機構から届いた確認ハガキにより、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

私は、A社の退職時に、厚生年金保険業務担当者から脱退手当金が含まれた可能性のある退職金を受け取った記憶は有るが、当該退職金に脱退手当金が含まれていたとは言い切れないため、確認ができない限りは、当該脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②に勤務したA社の在職中に、同社の厚生年金保険業務担当者から、厚生年金保険を解約すれば、退職金が増えることになるが、解約するかどうかと尋ねられたので、厚生年金保険を解約する旨を伝え、退職時に、当該担当者から厚生年金保険を解約して、退職金に足してあげたと言われ、当該退職金を受領したものの、それに脱退手当金が含まれていたとは言い切れないことから申し立てたとしている。このため、A社の当時の当該厚生年金保険業務担当者に申立人の脱退手当金について照会したところ、「申立人の希望するとおり、退職金に脱退手当金を含めて支払ったと思う」と回答していることを踏まえると、同社が申立人の脱退手当金を代理請求し、申立人に当該脱退手当金を支給したものと考えられる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 39 年 6 月 3 日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月7日から34年6月25日まで
年金の裁定請求時に、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。受給した記憶が無かったので、その旨を社会保険事務所（当時）の職員に話したが、当該職員が黙ってしまったので、そのときは諦めた。しかし、昨年「確認ハガキ」を受け取り、あらためて申し立てた。私は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、受け取っていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給決定されたとする昭和34年12月2日に近接した同年10月19日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているとともに、申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 17 日から 37 年 4 月 7 日まで
② 昭和 40 年 8 月 1 日から 43 年 3 月 5 日まで

平成 17 年頃、社会保険事務所（当時）で年金の裁定請求をした際、脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。その後、22 年 9 月頃に、日本年金機構から届いた確認ハガキを見て、改めて、当該支給記録が有ることを認識した。しかし、私には、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、申立てをした。脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②において勤務していたA社在職中の昭和 42 年 6 月に婚姻し、姓が変わっているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄においては、申立人が同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失してから約 1 年後であって、申立人に対する脱退手当金が支給決定された 44 年 3 月 3 日に近接する同年 2 月 10 日になって婚姻後の姓に変更されていることを踏まえると、申立人の同社における被保険者資格喪失時ではなく、当該脱退手当金の請求時に当該請求に併せて当該姓の変更の処理が行われたと考えるのが自然である。

また、上記A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかにも受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月1日から37年1月1日まで
日本年金機構から確認はがきが届いて、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。申立期間の脱退手当金を受け取った記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和37年4月10日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間において勤務していたA病院に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の37年4月10日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A病院に係る事業所別被保険者名簿から申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年1月1日の前後各2年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある者を抽出し、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給資格のある申立人を含む15人中7人に支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む5人については厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、同病院では脱退手当金の代理請求が行われていたことがうかがわれ、申立人の脱退手当金の請求についても、同病院が代理請求した可能性を否定できない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月28日から37年1月21日まで
60歳の定年退職前に、業務のため社会保険事務所（当時）に出向いた会社の事務員から、申立期間に係る脱退手当金の支給記録があることを初めて聞いた。そのときは年金の知識が無かったので諦めたが、昨年、日本年金機構から「確認ハガキ」をもらい、改めて脱退手当金については、受給した記憶は無いと思ったので、受け取っていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和37年2月23日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間において勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である37年1月21日の前後各3年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある者を抽出し、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給資格のある申立人を含む43名中22名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む10名について厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち連絡の取れた一人は、「退職時に会社から何らかのお金を受け取った記憶がある。当時は退職金だと思っていたが、後に、社会保険事務所で脱退手当金の支給記録があることを聞いたとき、そのお金が脱退手当金だったと分かった。自分では脱退手当金の請求はしていないので、会社が請求してくれたのだと思う。」と供述していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月1日から44年11月1日まで
平成22年9月に日本年金機構から届いたハガキの脱退手当金の支給記録によると、支給対象期間が昭和35年5月16日から44年11月1日までに係る110か月分の支給記録があった。しかし、私は、35年5月16日から41年1月27日までの68か月分の脱退手当金を受給した覚えはあるが、41年5月1日から44年11月1日までの42か月分については請求も受給もしていない。受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録上、申立期間に勤務したA社と申立期間の前に勤務したB社及びC社の被保険者期間を対象として昭和45年3月14日に脱退手当金が支給決定されているが、申立人は、B社及びC社に勤務した期間についての脱退手当金については、同社を退職後に受給したが、申立期間であるA社の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給した記憶は無いと主張している。

しかし、日本年金機構の記録では、申立人が主張しているC社の退職後には脱退手当金の支給記録は確認できず、申立人に係る脱退手当金の支給記録は、上記の申立期間後の昭和45年3月14日支給決定の記録のみであり、しかも、申立人が受給を認めているB社及びC社の厚生年金保険被保険者期間に、申立期間を加えた3期間を対象として支給されていること、また、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されていることなどから判断すると、申立人が受給したとする脱退手当金は、A社を退職後に支給決定された脱退手当金と考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月10日から40年5月10日まで
② 昭和40年6月1日から44年10月25日まで

ねんきん特別便を見て、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。申立期間②に勤務したA社の退職時に、社長と私の夫とで脱退手当金等についての話し合いをしていたことは知っているが、私は脱退手当金を請求した記憶も、もらった記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間②に勤務したA社を退職後の昭和44年12月5日に申立期間に係る脱退手当金が支給決定された記録があるところ、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である44年10月25日から約1か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前に勤務したB社C製作所の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と同社の被保険者期間は、別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていることが確認でき、また、申立人が同社において厚生年金保険に加入していた認識が無かったとしており、しかも、同社の被保険者期間が3か月間と短期間であることなどを踏まえると、未請求となっていることに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。